

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

監査公表	ページ
○行政監査の執行結果	1

監 査 公 表

監査公表第4号

平成23年3月31日

高知県監査委員 森田 英二
同 式地 寛肇
同 坂本 千代
同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成 22 年 度

行政監査結果報告書

【県費に係る保険契約について】

高 知 県 監 査 委 員

目 次

第1 監査の概要	2
1 監査の趣旨	2
2 選定理由	2
3 監査の対象	2
4 監査の実施期間	2
5 監査の実施方法	2
6 監査の着眼点	3
7 書類調査及びヒアリング対象一覧表	3
第2 監査の結果及び意見	4
1 保険契約の概要	4
2 監査結果	8
3 意見	13
4 保険契約ごとの監査結果	16

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

行政監査は、地方公共団体の事務が法令の規定に従い適正に執行されているかどうか、また、その目的に沿って効率的かつ効果的に実施されているかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により実施するものである。

平成22年度は、「県費に係る保険契約について」をテーマとして監査を実施した。

2 選定理由

県では様々なリスクに対応するため各種の保険に加入しており、これまでの定期監査において契約内容の妥当性や契約の際の競争性の確保などの課題が認められたこともあるが、保険契約に係る行政監査を行ったことはない。

こうしたことから、県費に係る保険契約に関してその実態を把握するとともに、保険の対象、内容、契約方法等が経済性、効率性、有効性の観点から適正なものとなっているか監査を行い、今後の事務の改善に資するためこのテーマを選定した。

3 監査の対象

(1) 監査の対象機関

保険契約の全体の状況を把握するため会計制度が異なる公営企業局を除く全所属を監査の対象とし、汎用集計システム調査、個別調査を行い、その結果を踏まえて書類調査及びヒアリングを行った。その詳細は、次のとおりである。

ア 汎用集計システム調査

平成21年度において、支払保険料の実績がある所属を対象とした。ただし、自動車損害賠償責任保険は対象外とした。

イ 個別調査

アのうち1件につき5万円以上の支払保険料の実績がある所属を対象とした。

ウ 書類調査及びヒアリング

イのうち1件につき30万円以上の支払保険料の実績がある所属を対象とした。

(2) 監査の対象期間

原則として平成21年度とする。

4 監査の実施期間

平成22年12月2日から平成23年2月14日まで

5 監査の実施方法

(1) 汎用集計システム調査

対象機関に対して、汎用集計システムによる調査を平成22年12月2日から同年12月14日まで実施した。

(2) 個別調査

対象機関に対して、個別調査票による調査を平成22年12月20日から平成23年1月

11日まで実施した。

(3) 書類調査及びヒアリング

対象機関に対して、書類調査及びヒアリングを平成23年1月17日から同年1月21日まで実施した。

6 監査の着眼点

対象機関について、主に次の事項に着眼して監査を実施した。

- (1) 保険の目的、対象、金額等は適正に設定されているか。
- (2) 契約の相手方の選定は適正に行われているか、競争性は確保されているか。
- (3) 毎年継続しているものについて、適宜、保険内容の見直しを行っているか。

7 書類調査及びヒアリング対象一覧表

対象機関	保険の種類	保険の名称	当初の契約 保険料(円)	掲 載 ページ
管財課	火災・地震保 険	火災共済	8,821,433	16
		建物共済	8,129,300	16
	船舶保険	船舶保険(土佐黒潮牧場11基 各約30t)	6,593,048	17
		漁船保険(土佐海洋丸80t)	3,312,661	17
		漁船保険(くろしお57t)	2,740,092	18
		漁船保険(とさかぜ58t)	2,342,112	18
		漁船保険(小鷹58t)	2,318,473	19
		船舶保険(ニューさじま9.1t)	892,063	19
		船舶保険(新ながせ、みたけ、どんぐり、かがみ 共に5t未満)	445,293	20
船舶保険(龍馬52t)	395,136	20		
消防政策課	航空機保険	航空機保険	11,633,880	21
医療業務課	傷害保険	国内旅行傷害保険	317,660	21
文化・国際 課	その他の保 険	山内家宝物資料に係る動産総合保険	1,339,470	22
河川課	傷害保険	河川美化活動傷害・賠償責任保険	1,594,080	22
		水門管理活動傷害保険	374,180	23
道路課	施設損害賠 償保険	道路損害賠償責任保険	5,587,800	23
	傷害保険	高知県ふれあいの道づくり支援事業に係る傷害保険及び賠償責任保険	1,088,630	24
		地域の皆さまの住民力による道路草刈作業等に係る損害保険	506,810	24
総務事務セ ンター	自動車等の 保険	高知県が所有・使用する自動車等の任意保 険	7,684,070	25
スポーツ健 康教育課	賠償責任保 険	災害共済給付	28,282,378	27
		都道府県立学校管理者賠償責任保険	1,266,474	28
高知海洋高 等学校	船舶保険	漁船保険(土佐海援丸459t)	2,154,300	28
		船舶保険(かいよう19t)	973,000	29
	傷害保険	普通傷害保険	558,800	29
警察本部	航空機保険	航空機保険	427,200	30
	船舶保険	船舶保険(たけより41t、おおとさ21t)	417,714	30
	傷害保険	地域安全推進員団体総合補償保険	387,790	31
		地区交通安全協力員の交通傷害保険	334,180	31

10 機関	28 保険	100,918,027
-------	-------	-------------

第2 監査の結果及び意見

1 保険契約の概要

(1) 汎用集計システム調査の結果からみる全体の概要

ア 調査対象

調査対象の所属数及び保険契約のある所属数は、表1のとおりで、調査対象とした所属数230のうち、保険を契約している所属数は95であった。

表1 調査対象の所属数等

部局名	本庁	出先機関	計
総務部	13(2)	6	19(2)
危機管理部	3(1)	1(1)	4(2)
健康政策部	7(2)	8(2)	15(4)
地域福祉部	6(1)	5(2)	11(3)
文化生活部	7(3)	3	10(3)
産業振興推進部	5	2	7
商工労働部	6(3)	8(2)	14(5)
観光振興部	3(2)	1	4(2)
農業振興部	9	12(1)	21(1)
林業振興・環境部	7(5)	7(1)	14(6)
水産振興部	5(1)	6(1)	11(2)
土木部	15(3)	7(3)	22(6)
会計管理局	3(1)		3(1)
県立大学		2	2
議会議務局	1(1)		1(1)
教育委員会	10(5)	54(5)	64(56)
警察本部	1(1)		1(1)
行政委員会	7		7
計	108(31)	122(64)	230(95)

注1 ()は保険契約のある所属数で内数

注2 警察本部における保険は、会計課において一括契約しているため、調査対象所属数は1とした。

イ 保険の契約件数、保険料、保険の種類

保険の契約件数及び保険料(保険料には共済制度に係るものも含む。以下同じ。)の総額は表2のとおりで、276件、108,181,159円であった。契約件数を保険の種類ごとに見ると、「傷害保険」が最も多く、全体の46パーセントを占めている。次いで「その他の保険」の29パーセント、「船舶保険」の7パーセントとなっている。

しかし、保険料を保険の種類ごとに見ると、「賠償責任保険」が最も大きく、保

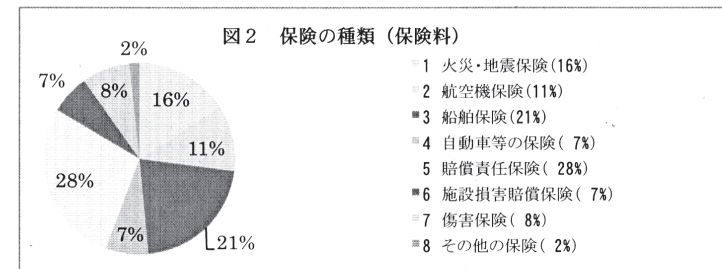
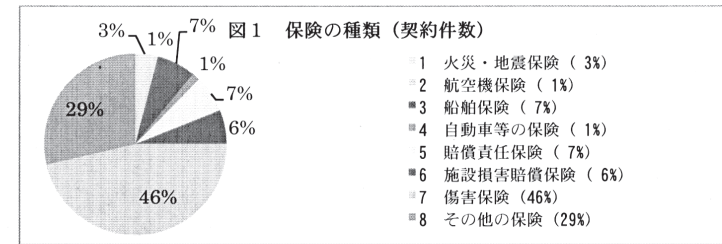
険料総額の28パーセントを占めている。次いで「船舶保険」の21パーセント、「火災・地震保険」の16パーセントとなっている。

全体としては、比較的小額な保険料のものに数多く加入していることが窺える。

表2 保険種類ごとの契約件数、保険料、所属数

保険の種類	契約件数(件)	保険料(円)	所属数	契約1件あたりの保険料(円)
1 火災・地震保険	9	17,176,025	3	1,908,447
2 航空機保険	2	12,061,080	2	6,030,540
3 船舶保険	19	23,226,644	6	1,222,455
4 自動車等の保険	4	7,856,870	3	1,964,218
5 賠償責任保険	18	29,951,872	11	1,663,993
6 施設損害賠償保険	17	7,245,860	17	426,227
7 傷害保険	128	8,794,643	48	68,708
8 その他の保険	79	1,868,165	50	23,648
計	276	108,181,159	140	391,961

※所属数計は延所属数であり、実数は95



ウ 契約相手方の決定方法

汎用集計システム調査では、保険料が5万円以上のものについて、「契約相手方の決定方法」及び「仕様書等の作成と提示」についても調査した。

(ア) 保険料5万円以上

1契約につき保険料が5万円以上の保険の契約件数及び保険料合計は、表3のとおりで、71件、106,230,118円であった。

当該保険の契約相手方の決定方法を契約件数で見ると、「随意契約（単独見積り）」が最も多く、59パーセントを占めている。次いで「随意契約（複数見積り）」の18パーセント、「随意契約（その他）」の17パーセントとなっていた。

表3 契約相手方の決定方法ごとの契約件数、保険料 (保険料5万円以上)

区 分	契約件数 (件)	保険料 (円)	契約1件あたりの保険料 (円)
1 一般競争入札	3	14,377,318	4,792,439
2 指名競争入札	1	1,339,470	1,339,470
3 随意契約 (複数見積り)	13	11,430,227	879,248
4 随意契約 (単独見積り)	42	20,441,623	486,705
5 随意契約 (その他)	12	58,641,480	4,886,790
計	71	106,230,118	1,496,199

図3 契約相手方の決定方法 (保険料5万円以上の契約件数)



(イ) 保険料30万円超

契約締結に際して、複数見積りの徴取が必要とされている1契約につき保険料が30万円を超える保険の契約件数及び保険料合計は、表4のとおりで、28件、100,918,027円であった。

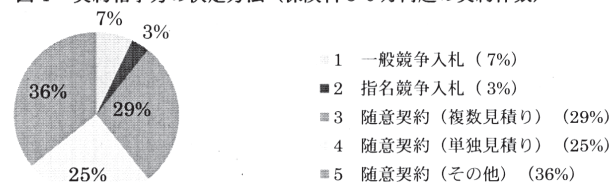
当該保険の契約相手方の決定方法を契約件数で見ると、「随意契約（その他）」による決定が最も多く、36パーセントを占めている。次いで「随意契約（複数見積り）」の29パーセント、「随意契約（単独見積り）」の25パーセント、となっていた。

「一般競争入札」と「指名競争入札」、「随意契約（複数見積り）」の契約件数合計は、11件（39パーセント）であった。

表4 契約相手方の決定方法ごとの契約件数、保険料 (保険料30万円超)

区 分	契約件数 (件)	保険料 (円)	契約1件あたりの保険料 (円)
1 一般競争入札	2	14,277,118	7,138,559
2 指名競争入札	1	1,339,470	1,339,470
3 随意契約 (複数見積り)	8	10,348,687	1,293,586
4 随意契約 (単独見積り)	7	16,452,630	2,350,376
5 随意契約 (その他)	10	58,500,122	5,850,012
計	28	100,918,027	3,604,215

図4 契約相手方の決定方法 (保険料30万円超の契約件数)



エ 仕様書等の作成と提示

1契約につき保険料が5万円以上の保険について、仕様書等を作成し、相手方に提示して契約した件数は表5のとおりで、15件（21パーセント）に過ぎなかった。

このことは保険料30万円超の保険契約でも表6のとおりで、7件（25パーセント）と保険料が高額になっても変化はみられなかった。

表5 仕様書等の作成と提示 (保険料5万円以上)

区 分	契約件数 (件)	保険料 (円)	契約1件あたりの保険料 (円)
1 仕様書等を作成し、相手方に提示した	15	19,616,375	1,307,758
2 仕様書等を作成していない	56	86,613,743	1,546,674
計	71	106,230,118	1,496,199

図5 仕様書の作成と提示 (保険料5万円以上の契約件数)

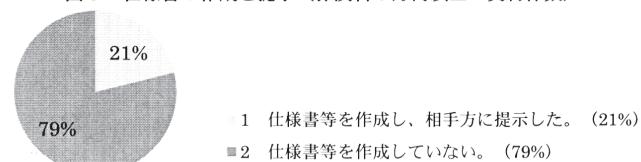
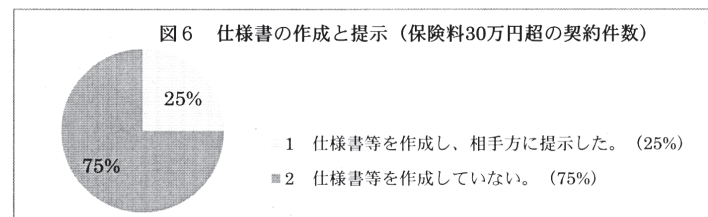


表6 仕様書等の作成と提示（保険料30万円超）

区 分	契約件数(件)	保険料(円)	契約1件あたりの 保険料(円)
1 仕様書等を作成し、相手方に提示した	7	18,447,855	2,635,408
2 仕様書等を作成していない	21	82,470,172	3,927,151
計	28	100,918,027	3,604,215



(2) 個別調査結果からみる保険種類ごとの概要

ア 調査対象

1 契約につき保険料が5万円以上の保険件数は表7のとおり71件あり、この保険を所管している28機関を対象に、より詳細に実態を把握するために個別調査を行った。

表7 保険種類ごとの保険料

保険の種類	5万円未満	5万円以上			計
		30万円以下	30万円超	小計	
1 火災・地震保険	6件	1件	2件	3件	9件
2 航空機保険	0	0	2	2	2
3 船舶保険	3	5	11	16	19
4 自動車等の保険	1	2	1	3	4
5 賠償責任保険	13	3	2	5	18
6 施設損害賠償保険	5	11	1	12	17
7 傷害保険	99	21	8	29	128
8 その他の保険	78	0	1	1	79
計	205	43	28	71	276

イ 保険種類ごとの現状

件数の多かった保険についての概要は次のとおりであった。

(ア) 船舶に対する保険

表2のとおり平成21年度における船舶に対する保険の加入状況は19件で、保険料は23,226,644円となっており、保険種類ごとの保険料の中で賠償責任保険に次いで大きい額となっていた。契約件数の内訳は、保険料が5万円未満のものが3件で、5万円以上30万円以下のものが5件、30万円を超えるものが11件であった。

船舶に対する保険には、一般の保険会社が取り扱う船舶保険と、漁船登録されている船舶のみが加入できる漁船保険があった。この漁船保険は、名称こそ保険としているが、加入資格を漁業従事者等に限定し、保険料の一部を国が負担するなどの点から共済制度に類似したものとなっていた。

名称が異なるもののいずれの保険も内容には大きな差は見られないが、保険料については漁船保険が有利な条件となっていた。

船舶保険は、普通期間保険（漁船保険では「普通保険」という。）と船主責任保険（漁船保険では「漁船船主責任保険」という。）に大別され、前者は、沈没、座礁、火災、他船との衝突といった事故に対して保険に加入するもので、後者は、船舶所有者あるいは船舶運航者が、船舶の運航、使用又は管理に伴う賠償責任によって費用を負担することで被る被害をてん補するものであった。

この普通期間保険の補償内容の大まかな内容は表8のように区分され、それ

それぞれの船舶の用途や航行域により、補償内容に格差を設け保険料と保険金額のバランスを保つなどの工夫がされていた。

表8 普通期間保険の特別約款の主な区分

特別約款	第2種	第2種 (衝突損害賠償金てん補)	第5種	第6種
全損	○	○	○	○
修繕費※1	×	×	○	○
修繕費※2	×	×	×	○
共同海損分担金	×	×	○	○
衝突損害賠償金	×	○	○	○
損害防止費用	○	○	○	○

修繕費※1とは、沈没、転覆、座礁、座洲、火災、水を除く他物との衝突、共同海損行為によって生じたもの。

修繕費※2とは、爆発、地震、津波、火山の噴火、落雷、荒天、主機及び補機その他機器の事故、船体に存在する欠陥による事故、荷役中の荷役作業による事故、船長等の故意・過失、修繕者又は用船者の過失によって生じたもの。

出典： 保険会社のパンフレットより引用したもので、普通期間保険などで使用する代表的な特別約款についての概要を表したもの。

個別調査の対象とした保険料が5万円以上の契約件数は16件で、契約方法の内訳は、一般競争入札によるものが1件、随意契約（複数見積り）によるものが2件、随意契約（単独見積り）によるものが6件、随意契約（その他）によるものが7件であった。

このうち、漁船登録されている船舶7隻は全て漁船保険に加入していた。

また、漁船保険と、ひとつの保険会社では引き受けができずリスクを分散するため複数の保険会社が共同で保険を引き受ける形態の保険契約（以下「共同保険」という。）としていたものなどは随意契約（その他）により契約しているが、仕様書は作成していなかった。それ以外は仕様書が作成されていた。

船舶保険の内容等について各船舶ごとにみると別表1（14ページ）のとおりであり、普通期間保険の保険金額は自船の再調達価額あるいは1千万円を上限としていた。

また、漁船保険については、別表2（14ページ）のとおりで、普通期間保険の保険金額は自船の残存価額を考慮した価額（以下「時価額」という。）としていた。

このように、それぞれの船舶の航行速度、航行域及び船体の構造や材質等が異なるため、保険の内容に違いが認められた。

なお、16件のうち9件の契約（船舶保険8件中7件、漁船保険8件中2件）について、契約を継続する際に見直しを行ったと回答している。

(イ) 賠償責任保険（施設損害賠償保険を含む）

県は、損害賠償責任を負うこととなったときに備え、平成21年度においては、施設にかかるものも含めると計35件（13パーセント）の賠償責任保険に加入しており、保険料の計では37,197,732円（35パーセント）と各種保険の中で最も大きい額となっていた。（表2参照）

このうち保険料が5万円以上のものをみると、施設にかかわるものが12件あり保険料の計7,220,740円、その他県立学校等にかかわるものなどが5件、保険料の計29,853,612円となっており、合計で17件（24パーセント）、保険料計37,074,352円（35パーセント）と、やはり各種保険の保険料では最も大きい額となっていた。

このうち共済制度にかかる4件を除いた13件は、すべてが随意契約によるものであったが、うち複数見積りのものは5件。その中で仕様書を作成し提示しているものは2件に過ぎなかった。また、単独見積りで仕様書を提示したものが1件あった。

なお、共済制度にかかる4件は、いずれも随意契約であり単独見積りによるものが3件、その他のものが1件となっており、仕様書は作成していなかった。

次に、補償内容をみると別表3（15ページ）のとおり、対人賠償では上限額が1名につき3,000万円から1億円まで、1事故につき3,000万円から3億5,000万円までと大きな開きが見られた。また、対物賠償でも上限額が1事故につき50万円から1億円と開きは大きかった。状況や条件が様々であり、こうした差異は一定やむを得ないものであるが、補償内容についての基礎となる考え方や基準がないことは今後検討すべき課題である。

また、一定金額以下は保険の対象としない免責金額を設けているものはほとんどみられなかったが、免責金額を設けることで保険料をより低く設定できる場合もあるので、こうした点も踏まえた検討も必要かと考えられる。

さらに、5万円を超える17件について平成20年度以降の保険事故をみると、県立学校や道路等にかかる5保険について保険事故が計50件あり、損害賠償金として計55,549,542円が支払われていた。こうした保険事故や補償の実態は、補償内容を見直す際には重要な要素となるものであり、本県の過去数年の状況はもちろん他県も含めて実態を調べることも必要と考えるが、そうした検討はされていないものが多かった。

なお、県立学校に在籍する児童生徒等に係る災害共済給付は、県立学校等の管理下での災害等に対する給付が主な内容であるが、免責の特約を付しており、県が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターが支払った給付金は県自らが支払った損害賠償金とみなされるとともに、その部分の同センターへの支払いも免責されることから、ここでは賠償責任保険に区分した。平成21年度においては、2,603件に対して35,037,004円が支払われている。損害賠償の事例はなく、全額が医療費を主とする給付金であった。

(ウ) 傷害保険

表2のとおり平成21年度における傷害保険の加入状況は128件で、保険料は8,794,643円となっており、契約件数の内訳は、保険料が5万円未満のものが99件で、5万円以上30万円以下のものが21件、30万円を超えるものが8件であった。

このうち保険料が5万円以上の29件をみると、契約方法は全て随意契約であり、そのうち複数見積りによる随意契約が7件、他の22件は全て単独見積りによる随意契約であった。なお、14件については契約方法などについて何らかの検討は行っているが、仕様書等を作成し相手方に提示しているのは7件に過ぎなかった。

傷害保険を目的別に分類すると、次のとおり大きく5種類に区分することができる。区分ごとの保険料及び保険金額は別表4（15ページ）のとおりである。

最も件数が多い労災タイプを見ると、保険料は対象者数も異なることから60,390円から506,180円となっている。

また、保険金額は死亡・後遺障害で100万円から1億円、入院日額で1,500円から15,000円、通院日額で1,000円から10,000円の範囲となっている。それぞれの部局内では一定のバランスは取れていると認められるが、全体を見ると大きな開きがある。想定されるリスクにより違いがあることはやむを得ないとしても、一定県としての考え方を整理することが必要である。

a 労災（12保険）

県の委嘱や委託を受け業務を行う者の業務従事中の事故を補償する。

b ボランティア（6保険）

県の事業に関連したボランティア活動参加者に対する活動中の事故を補償する。

c イベント（5保険）

県主催の行事等参加者への賠償責任を補償する。

d 管理瑕疵（4保険）

学校等の施設管理者の管理下にある児童等に対する事故を補償する。

e 遠洋航海（2保険）

高知海洋高等学校での遠洋航海実習中の生徒の事故や疾病を補償する。

2 監査結果

平成21年度において、契約1件につき保険料が30万円を超えるものについて監査した。

その保険種類ごとの結果は次のとおりであった。

(1) 火災・地震保険

ア 現状と課題

高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第51条の規定により、部局長及び教育委員会は、その所管に属する公有財産について、災害共済の委託又は損害保険に付する必要があると認めるときは必要な手続をしなければならないとされており、管財課が一括して加入している。

具体的な取り扱いは、災害共済の委託に関する事務取扱要領について（平成13年3月19日付け12管第200号総務部長通知）の別紙「災害共済の委託に関する事務取扱要領」（以下「要領」という。）で定められており、生活の本拠として住居の用に供する目的で設置している公舎、職員住宅、宿舍、独身寮、公営住宅等の建物については社団法人全国公営住宅火災共済機構（以下「火災共済」という。）に加入し、それ以外の建物等については財団法人都道府県会館災害共済部（以下「建物共済」という。）に加入するものとされている。

平成21年度の加入実績は、火災共済で6,210戸、1,126棟、422,000㎡、建物共済で95,950件、2,118棟、1,176,000㎡であった。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

特に問題は認められなかった。

なお、火災共済が行う事業としては、火災、落雷、爆発による損害を補填する火災共済事業のほか、火災以外の風水害、地震等により被災した場合に見舞金を受ける住宅災害見舞金交付事業、共済委託した住宅団地の防火及び環境改善の施設を設置する場合に補助金を受ける住宅火災防火施設整備補助事業等がある。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

特に問題は認められなかった。

火災共済（昭和26年度加入）、建物共済（昭和27年度加入）とも普通地方公共団体の相互救済事業として、法第263条の2の規定により議会の議決を受けて行っている事業であり、競争入札にはなじまない。また、民間の損害保険会社を取り扱う火災保険との比較でも補償内容に対する保険料などの面で明らかに優位性が認められる。

なお、建物共済は、都道府県が所有する建物、工作物、動産が対象であり、県有の職員住宅や公営住宅等も対象物件となり得るが、火災共済の補償が再調達価額であるのに対し、建物共済の補償は時価額であるため、火災等罹災後の復旧工事費を賄えない場合があり、用途が住居の建物には適していない。

エ 保険内容の見直し等について

要領第3によれば、住宅建を除く非木造建物であって見積価額が300万円以下のもの及び非木造建物であって自転車置場、車庫、倉庫、物置、ポンプ室等、火災の危険性、損害の発生等が軽少と想定されるものについては、災害共済の加入対象物件から除くこととされているが、同要領第3のただし書きにより、部局長が特に加入の必要を認めるものについては建物共済に加入することができるものとなっている。また、同要領第3の2により工作物及び収容動産については、部局長が特に加入の必要を認めるものについてのみ建物共済に加入することができるものとなっている。これらの条項を適用して建物共済に加入しているものが多数見受けられた。

保険の対象、共済責任額（保険金額）について、時価額の低いものや現在利用していない施設については、時価額と保険料のバランスや過去の被災事例も考慮して、保険の対象とする必要性や共済責任額（保険金額）の妥当性を判断するよう検討を求める。

(2) 航空機保険

ア 現状と課題

航空機に対する保険には、消防政策課及び警察本部がそれぞれ加入していた。消防政策課の保険は、機体、搭乗者及び第三者に対する保険に加え、救急活動に伴い傷病者を搬送することもあるので、乗客に対する賠償責任保険にも加入していた。

警察本部の保険は、機体の所有者が内閣府であることから機体に対する保険金額は設定されておらず、搭乗者及び第三者に対する保険に加入していた。

なお、保険料は消防政策課が11,633,880円、警察本部が427,200円となっていた。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

防災、救急活動及び警察活動時の事故に対しての保険であるが、第三者被害に対する賠償責任額について、消防政策課は乗客に対する賠償責任も含み100億円、警察本部は5億円となっており、両保険の保険金額に開きが見られた。類似活動を行っている事業者や他県の補償内容等も調査のうえ適切な賠償責任額の設定について検討を求める。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

特に問題は認められなかった。

航空機保険では、市街地での事故等を想定した場合、補償費用が巨額となることから、保険契約者に対する保険金の支払いを担保し、安定した保険料水準を維持するため、リスクの分散と平準化が不可欠である。このため、航空機保険を扱う損害保険会社による航空機保険プールが結成されており、加盟各社は取り扱う航空機保険契約を全て再保険として相互に引き受ける仕組みとなっている。

保険料についても各社同一の水準で決定されているため、どの会社とどのような責任分担割合で契約しても保険料は同額となるため、競争入札に適さない。

エ 保険内容の見直し等について

いずれの保険も、県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

(3) 船舶に対する保険

ア 現状と課題

船舶に対する保険のうち保険料が30万円を超える契約は11件で、うち管財課が8件、高知海洋高等学校が2件、警察本部が1件であった。

船舶に対する保険には、前述したように船舶保険と漁船保険が存在し、さらに、その船舶の用途により加入形態や補償内容が異なるため、用途ごとに分けると次のとおりであった。

(ア) 漁船保険

県有船舶のうち漁船保険に加入しているのは、漁船登録されている5隻の船舶で、普通保険については、時価額を保険金額としていた。

漁船船主責任保険については、5隻のうち管財課が契約を所管する4隻の船舶は、6億円の保険金額としていた。（加入単位は1億円）

また、4隻の船舶には、小型搭載艇（総トン数0.4トン程度でFRP構造）が装備されており、この小型搭載艇についても漁船船主責任保険を本船と同様の6億円としていた。

高知海洋高等学校の実習船は、アメリカの排他的経済水域まで航海するうえ、使用する燃料油が環境への負荷が大きいことを考慮して漁船船主責任保険の保険金額の上限である20億円としていた。

(イ) 船舶保険

a 清掃船

清掃船の主な活動内容は浦戸湾内での清掃活動で、自船の再調達価額

（8,761万円）を限度に普通期間保険（第5種）に加入していたが、船主責任保険には加入していなかった。

b 旅客船兼自動車航送船

旅客船兼自動車航送船の主な活動内容は浦戸湾内、航行速度は低速であるが、常に航路を横断するものであることから、自船の再調達価額（9,000万円）を限度に普通期間保険（第2種「衝突損害賠償てん補」）に加入していた。

また、船主責任保険についても自船の再調達価額を限度に加入していた。

c 作業船

作業船（ダム管理船）4隻の主な活動内容はダム湖の管理をするもので、自船の再調達価額を限度に普通期間保険に加入していた。

- また、船主責任保険については保険金額の上限を1億円としていた。
- d 浮漁礁
県が土佐湾に設置している浮漁礁は、動力設備を有していないものの流失した時に他船との衝突の可能性があるため、保険金額1千万円を限度に普通期間保険（第2種）に加入していた。
また、流失した浮漁礁の回収費用をてん補するため、保険金額1千万円を限度に船主責任保険に加入していた。
平成20年度に保険金の給付を受けた事例では、実際の回収費用は1千万円を上回っていたが、その費用を全て保険金額でてん補するには保険料が著しく高額になるため、現状の保険金額としていた。
- e 警備艇
警察本部の運航する警備艇2隻の主な活動は、土佐湾周辺区域での警備である。
2隻を一括して契約し経済性を追求するとともに、普通期間保険（第2種「衝突損害賠償金でん補」）については、2隻とも発生頻度の高い軽微な事故を想定し、保険金額の上限を1千万円としていた。
また、船主責任保険は、それぞれ4億円と1億4千万円を上限としていた。
なお、船舶の所有者は内閣府である。
- f 教習艇
教習艇の用途は、高知海洋高等学校において生徒に船舶の免許を取得させるためのものであったが、制度改革により教習に使用する船舶がより小型のもので可能となった。そのため、当該教習艇の平成21年度の船舶保険の終期である平成22年4月6日以降使用されておらず、本年度中に用途廃止する予定である。
- イ 保険の目的、対象、金額の設定等について
(ア) 漁船保険
特に問題は認められなかった。
漁船保険に加入している5隻のうち管財課が契約を担当している漁業調査船1隻と漁業取締船3隻の主な活動は、土佐湾周辺区域での調査及び取締で、事故を起こす確率が低いため官公庁割引を受けていた。
- (イ) 船舶保険
a 清掃船・作業船
清掃船については、浦戸湾内での清掃作業が主目的で、荒天時や夜間には航行をせず速度も遅いが、旅客船兼自動車航送船や警備艇が第2種としていたにもかかわらず第5種としていた。
作業船（4隻）については、波も無い穏やかなダム湖での業務が主であり、高速で航行する必要性が少ないうえにもかかわらず船主責任保険を1億円としていた。

- それぞれ想定されるリスクに応じた保険金額となっているか検討を求める。
- b その他の船舶
特に問題は認められなかった。
- ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）
(ア) 漁船保険
特に問題は認められなかった。
漁船保険については、保険料の国庫負担があるため船舶保険と比べて優位性があり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第7号を適用して随意契約を締結していた。
- (イ) 船舶保険
a 清掃船・旅客船兼自動車航送船
清掃船と旅客船兼自動車航送船については、これまで共同保険としており、普通期間保険の保険金額が清掃船で8,700万円、旅客船兼自動車航送船で9,000万円であった。この程度の保険規模において、競争性の働かない共同保険とする必要性は乏しいと思われる。
なお、旅客船兼自動車航送船は、平成22年度から複数見積りによる契約としたことにより、保険料において25パーセントの経費の節減となっていた。
については、清掃船においても競争性が働くよう検討を求める。
- b 教習艇
教習艇については、保険料が973,000円と、単独で随意契約が可能額である30万円を超えていたが、理由を付して単独見積りで契約をしていた。その理由が不適切であり、本来なら複数見積りとすべきであった。
- c その他の船舶
特に問題は認められなかった。
なお、作業船については、平成22年度の契約において3者による複数見積りを実施し、内容の見直しの提案を受け保険料が安価となった。
- エ 保険内容の見直し等について
(ア) 漁船保険
特に問題は認められなかった。
- (イ) 船舶保険
a 旅客船兼自動車航送船
旅客船兼自動車航送船については、自動車を運搬する船舶として保険加入しているが、過去には自動車も運搬していたが、現在は自動車の運搬は行っておらず人と原動機付き自転車のみを運搬となっている。この点について、保険加入する際の船種の変更を行えば保険料が安価となる可能性が見込まれるため、保険内容の検討を求める。
- b その他の船舶
特に問題は認められなかった。

(4) 自動車等の保険（自動車損害賠償責任保険を除く）

ア 現状と課題

平成21年度における自動車等の任意保険の加入件数は、4件であったが、個別の監査対象とした保険料30万円を超える契約は、総務事務センターの1件、1,426台（平成21年度の契約金額に対する台数）であった。

加入の目的は、事故被害者等への補償と、保険会社のノウハウを活用することによる損害賠償金の被害者への迅速な支払いと示談交渉における職員負担の軽減で、平成13年度から加入している。

平成20年度と平成21年度に支払いを受けた補償金額は2,161,387円、2,994,815円であるのに対して、両年度の保険料は4,413,370円、7,684,070円と、保険料の方が多くなっているが、前述の示談交渉等における職員の負担など、見えないコストを考慮する必要もあり、単純な比較はできない。

保険の対象は、県が所有、使用する自動車として、平成21年度の契約では警察本部が所有する自動車等580台も含めて契約していた。これは、同年度から警察本部も保険に加入することとなったが、加入実績のある総務事務センターの保険に含めた契約とすることで保険料の低減を図っているものである。

なお、平成22年度は、警察本部において独自に契約している。

平成21年度の保険料は前年度より3,270,700円増加したが、これは警察本部の自動車等を含めたことによるもので、これらを除いた保険料は4,266,720円と大きな変化はなかった。

しかし、平成22年度の保険料は8,389,210円と、平成21年度の警察本部の自動車等を除いた保険料との比較では、前年度より4,122,490円（対前年度比197パーセント）増加した。

これは、保険料が事故に対する補償状況も加味されて算定されることに起因している。平成20年度と平成21年度の保険契約に対応する事故件数は、12件から23件（対前年度比192パーセント）と、保険料の増加率とほぼ連動しており、事故の減少や支払いを受ける補償金額の抑制が保険料の低減に貢献するものであることがわかる。

保険契約の事務は総務事務センターが所管しているが、事故等の対応は行政管理課が所管している。同課においては事故が増加傾向にあることから保険会社の提案を受けて、平成22年12月に5台の公用車にカメラ付ドライブレコーダーを設置し運転操作状況のデータ収集と分析を行い、平成23年2月から3月にかけてオリジナルテキストを作成し、4月から安全運転講習会を開催することが計画されている。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

保険金額は、地震・防災課の起震車や、若草養護学校のスクールバスなど5台を除いて対人1億円、対物100万円となっていた。この5台の自動車等については、保険加入当初に把握できなかったもので、それぞれの所属で加入していた当時の保険金額を継続していた。

平成22年度の契約では、これら5台の自動車等の無保険車傷害保険、自損事故保険、搭乗者傷害保険について、それらを包含する人身傷害保険とすることで、当該保険金額の統一を図っていたが、それら以外の自動車等との保険金額においては差が認められるため、それぞれが適切な契約内容であることを説明できるように、基礎となる考え方や基準を明確にすることについて検討を求める。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

特に問題は認められなかった。

一般競争入札により選定しており競争性は確保されていた。

エ 保険内容の見直し等について

特に問題は認められなかった。

(5) 賠償責任保険

ア 現状と課題

賠償責任保険は、スポーツ健康教育課の災害共済給付と都道府県立学校管理者賠償責任保険の2件であった。

(ア) 災害共済給付

災害共済給付は、昭和35年に設立された日本学校安全会が行う業務として始まり、同年7月10日付けの同会高知支部と本県教育委員会の契約により現在も毎年度の名簿更新を行い、契約を継続している。

長い歴史をもつこの制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「センター法」という。）に基づき、児童生徒等の負傷や疾病に対する医療費、障害見舞金、死亡見舞金の支給等について公正かつ公平な運用を図る上で必要な諸規程が制定されている。

近年、児童生徒等の災害は、校内での負傷や通学途上の交通事故をはじめ様々な形で発生しており、この制度はそうした場合に必要不可欠な救済制度として学校現場に広く啓発され定着しているものである。

平成21年度の保険料は、28,282,378円であり、2,603件の災害件数に対し35,037,004円の給付を受け支払っていた。その内訳は、医療費が2,599件、28,377,004円、障害見舞金が2件、6,320,000円、死亡見舞金の支給はなかった。附帯業務である供花料については、2件、340,000円を給付していた。平成20年度に引き続き、給付金が保険料を上回っていたことから、この制度の有利性は明らかである。

また、センター法では、第16条において児童生徒等の保護者（以下「保護者」という。）の同意を得ること、第17条において保護者から共済掛金の額のうち政令で定める範囲内で当該学校の設置者が定める額を徴収することを規定している。

各県立学校では年度始めに保護者に同意書の提出を求めるとともに、この制度の周知に努めている。保護者から徴収する額については、独立行政法人日本

スポーツ振興センター災害共済給付金事務取扱要領の第2において、県立高等学校の年額1人当たりを全日制は1,460円、定時制は760円、通信制は215円とし、県立中学校及び特別支援学校の保護者からは徴収しないと定めている。

(イ) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

都道府県立学校管理者賠償責任保険は、県立学校等で発生した災害について県が損害賠償責任を負う場合に、速やかに被害者の救済を図るとともに県の財政負担をてん補することを目的とするものであり、平成21年度の保険料は1,266,474円であった。

前述した災害共済給付との関係が深く、本保険では、県が支払うとされた損害賠償の額が災害共済給付で支払われるべき額と本保険の免責金額の合計を超えた場合に、超過額についててん補限度額まで支払われることとなっていた。

また、契約に際しては、施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険及び予防接種賠償責任保険についてそれぞれに加入していた。施設賠償責任保険については、てん補限度額により1名につき3,000万円、1事故につき3億5,000万円のものから1名につき1億円、1事故につき10億円までの4タイプが設けられており選択することとなっているが、これまで特に検討することなく、てん補限度額が最も低いタイプでの契約を継続していた。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

(ア) 災害共済給付

特に問題は認められなかった。

(イ) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

特に問題は認められなかった。

学校管理下での災害等について県が損害賠償責任を負う場合のてん補を目的に設けられたものであり、災害共済給付に免責特約を付すことで上乗せの位置付けとなっている。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

(ア) 災害共済給付

特に問題は認められなかった。

(イ) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

特に問題は認められなかった。

県が全国都道府県教育委員連合会に加入依頼を行い、これを同連合会が取りまとめ一括して損害保険会社6社の幹事保険会社に送付し契約締結していた。保険の相手方としては、他に選択する余地はない。

エ 保険内容の見直し等について

(ア) 災害共済給付

特に問題は認められなかった。

(イ) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

施設賠償責任保険については、てん補限度額により4つのタイプが設けられているが、契約更新にあたっては特に検討をしないまま継続している。学校管理下での災害やその損害賠償額の全国的な事例及び他県の契約の状況なども一定調査のうえ、適切にてん補限度額について検討を求める。

(6) 施設損害賠償保険

ア 現状と課題

施設損害賠償保険としては、道路課が所管する道路損害賠償責任保険の1保険のみで保険料は5,587,800円であった。

この保険は、県が管理する道路において、県の管理瑕疵に起因する事故が発生した場合の賠償責任をてん補するものであり、保険会社との覚書により保険契約期間中に増加した道路も自動的に対象道路に含まれる。平成21年4月1日現在で対象路線数が197路線、道路延長は約2,783kmである。

対象となる事故は、過去12年間の平均で年間約22件発生し、種類としては、落石・崩土によるものが最も多く、直撃の場合は全補償、落下した石等が原因の場合は判例などに照らし合わせ過失割合に応じて補償しており、相手方との示談交渉は保険料を抑えるために県が直接行っている。

補償金額は身体賠償については1名につき5,000万円、1事故3億円を上限としており、財物賠償については1事故1,000万円を上限としている。これは、全国調査の結果や過去の事例の補償金額等を考慮して設定しており、必要補償額がこれを超える場合は別途に支出するという考え方である。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

特に問題は認められなかった。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

特に問題は認められなかった。

保険料からすると本来であれば競争入札の方法によるべきであるが、平成21年度は入札参加資格のある4者を含む7者による見積り競争（うち4者は辞退）により、県が示した仕様に対し同一の仕様でより低額の見積金額を提示してきた者と随意契約（令第167条の2第1項第2号該当）を行っている。

保険の補償内容等については、仕様書等を作成し県が求める内容を相手方に示すべきものであり、令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることには疑問も残るが、7者に見積りを依頼するも3者からしか見積書の提出がなく、このうち入札参加資格のある者は1者のみであった実態等を考えると、やむを得ないものであった。

エ 保険内容の見直し等について

特に問題は認められなかった。

(7) 傷害保険

ア 現状と課題

傷害保険には、県が地域の団体や個人に委託（委嘱）している事業又はボランティアにより行われている事業に従事している人の活動中の事故に対して加入している労災保険の性格を持ったものと第三者に対する賠償責任を補てんするためのものである。

労災保険に準じた保険には、医療業務課1件、河川課2件、道路課2件及び警察本部2件の計7件加入していた。このうち医療業務課の傷害保険は、大規模な災害や事故発生時に高知DMATとして派遣される医療チームの活動中の事故に対応した保険である。

次に賠償責任保険に準じたものに、高知海洋高等学校の普通傷害保険がある。これは、実習等の学校管理下における事故を対象としたものである。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

医療業務課の傷害保険は、対象に県職員も含まれるため、下のエのとおり整理する必要がある。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

高知海洋高等学校の傷害保険は、保険料が558,800円と、単独で随意契約が可能な額である30万円を超えていたが、理由を付して単独見積りで契約をしていた。その理由が不適切であり、本来なら複数見積りとすべきであった。

なお、平成22年度は複数見積りによる随意契約が行われていた。

エ 保険内容の見直し等について

医療業務課の傷害保険は、県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

高知海洋高等学校の普通傷害保険は、災害共済給付との関係において重複部分や上回る部分を整理し、現在の保険内容の必要性について検討を求める。

(8) その他の保険

ア 現状と課題

その他の保険としては、県が所有する動産である山内家宝物資料を保険の対象として、火災、落雷、破裂、爆発、風災、盗難、破損等を想定した動産総合保険の1件で、保険料は1,339,470円であった。

山内家宝物資料についての保険金額は、専門家の鑑定により県の財産台帳に登録された価格となっていた。

イ 保険の目的、対象、金額の設定等について

特に問題は認められなかった。

ウ 保険の相手方選定について（競争性の確保）

特に問題は認められなかった。

指名競争入札により相手方の選定が行われていた。

エ 保険内容の見直し等について

特に問題は認められなかった。

3 意見

県は、様々な事故や災害時の損害等のリスクを想定し、万が一の場合の被害者の速やかな救済や、県の財政負担のてん補などを目的に各種保険に加入している。

しかしながら、その実態をみると、想定されるリスクを具体的に把握しないまま仕様書も作成せず、従来どおりの保険に加入し続けているものが見受けられた。

また、保険金額については、部局内では一定バランスが取れていると認められるものもあるが、全体としては大きく異なっているものが見受けられた。加えて、他所属が加入している保険等と補償内容が重複しているにもかかわらず、その整理ができていない事例も認められた。

保険契約にあたっては、厳しい県財政の状況も踏まえ、加入（継続）の必要性や保険内容をきめ細かく検証するとともに、競争性の確保を基本に業者の選定を行うなど、経済性、効率性、有効性の視点に立った執行を望む。

今回の行政監査において、特に改善を要すると認められる事項は以下のとおりであった。

- (1) 保険契約については、定価という概念がなく、想定するリスクや保険料率、特約の内容などにより各社の保険料が設定される。契約にあたっては、金額を問わず、競争性の確保を基本に仕様書を作成し、より多くの業者が参加できるよう取り組むことを求める。
- (2) 各所属が、それぞれに人や物に保険を設定しているが、その補償内容や保険金額は様々であるため、県として一定の考え方や基準などを定めるべきである。
- (3) 長年にわたり保険契約を継続しているものについては、漫然と継続することなく、契約方法、保険の対象、補償内容及び特約事項などが適切に設定されているか比較検討を行い、より有利なものとなるよう検討を求める。
- (4) 自動車保険の例にみられるように、事故を減らし補償金額を抑えることが保険料の低減に貢献するものもあることから、事故の発生を未然に防ぐ取組みをより一層進めるよう期待する。

別表1 船舶保険の一覧

(単位：円)

船舶の用途	清掃船	旅客船兼 自動車航送船	作業船×4隻	浮漁礁×11基	浮漁礁×1基	警備艇	警備艇	警備艇	管理艇
船名	ニューーさじま	龍馬	新ながせ・みたけ どんぐり・かがみ	土佐黒潮牧場	土佐黒潮牧場	たけより	おおとさ	かいよう	港栄丸
大きさ(t)	9.1	52	※ 4×4隻	30×11	38	41	21	19	7.25m
船体の材質	鋼	鋼	F R P	鋼	鋼	軽合金	軽合金	F R P	F R P
船舶所有者	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	内閣府	内閣府	高知県	高知県
船舶用船者	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県
主な航行区域	浦戸湾内	浦戸湾内	各ダム湖域	土佐湾沖	土佐湾沖	土佐湾周辺	土佐湾周辺	宇佐港沖	浦戸湾内

保険の内容	87,610,000	90,000,000	各艇170万程度	10,000,000	10,000,000	400,000,000	141,750,000	70,000,000	1,000,000
普通期間保険の 保険価額	再調達価額	再調達価額	再調達価額	1千万円限度	1千万円限度	1千万円限度	1千万円限度	再調達価額	再調達価額
補償内容	衝突のみ 第5種	全損 第2種(衝) 第5種×2艇 第5種×2艇	全損・分損 第2種×2艇 第5種×2艇	全損 第2種	全損 第2種	全損 第2種(衝) 第2種	全損 第2種(衝) 第2種	全損 第5種	全損・分損 -
てん補範囲									
船主責任保険	-	90,000,000	全艇 100,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	100,000,000	100,000,000
保険料	892,063	395,136	445,293	6,593,048	85,732	212,600	205,114	973,000	54,420

※ 作業船については保険加入に際して5t未満のため4tと表示
「たけより」と「おおとさ」については、他の船舶と比較するために一括して契約しているものを分けて表示

別表2 漁船保険の一覧

(単位：円)

船舶の用途	海洋調査船	漁業取締船	漁業取締船	漁業取締船	漁業取締船	漁業練習船	漁業取締船	海洋調査船
船名	土佐海洋丸	とさかぜ	くろしお	小鷹	土佐海援丸	はやて1号	サリーナ	
漁業種類	取締等	取締等	取締等	取締等	取締等	近海2	近海1	
大きさ(t)	80	58	57	58	459	3.2	1.3	
船体の材質	鋼	7M	7M	7M	鋼	F R P	F R P	
船舶所有者	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	
船舶用船者	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	高知県	
主な航行区域	土佐湾周辺	土佐湾周辺	土佐湾周辺	土佐湾周辺	速洋海域	土佐湾沿岸	土佐湾沿岸	

保険の内容	582,000,000	387,000,000	368,000,000	410,000,000	319,000,000	6,000,000	5,800,000
普通保険の 保険価額	時価額100%	時価額100%	時価額100%	時価額100%	時価額100%	時価額100%	時価額100%
補償内容	全・分・救	全・分・救	全・分・救	全・分・救	全・分・救・特	全・分・救	全・分・救
てん補範囲	有	有	有	有	有	有	有
漁船船主責任 保険の有無	600,000,000	600,000,000	600,000,000	600,000,000	2,000,000,000	600,000,000	600,000,000
船主責任保険の 保険価額	3,278,094	2,309,564	2,708,284	2,285,113	2,154,300	64,888	89,183
保険料							

※ 土佐海洋丸、とさかぜ、くろしお、小鷹については、他の船舶と比較のため保険料及び保険価格等は掲載価格を除いて表示

4 保険契約ごとの監査結果

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	火災共済		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：火災による損害等補填 対象：県有の職員住宅、公営住宅等 補償：限度額68,644,694千円（6,210戸、1,126棟、422千㎡）		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年4月1日	～	平成22年3月31日

過去3年間の推移	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	(社) 全国公営住宅火災共済機構	(社) 全国公営住宅火災共済機構	(社) 全国公営住宅火災共済機構
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）
随意契約の理由等	地方自治法第263条の2による相互救済事業	地方自治法第263条の2による相互救済事業	地方自治法第263条の2による相互救済事業
支払保険料	8,787,725円	8,821,433円	8,848,811円
保険期間	始期	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	終期	平成21年3月31日	平成22年3月31日
契約補償金額	共済責任額：68,094,564千円	共済責任額：68,644,694千円	共済責任額：69,050,691千円
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	無	1件	1件
支払いを受けた補償金額		住宅災害見舞金 200,000円	火災共済給付金 117,652円 復興建築助成金 19,278円

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	<p>目的：公営住宅などの公共賃貸住宅等における火災等による損害の修復を迅速かつ円滑に行うことで、公共賃貸住宅等の適正な維持管理に資するため。</p> <p>対象：公営住宅、特定公共賃貸住宅等及び共同施設（集会所等）、附帯施設（給排水施設等）、職員住宅（知事部局、教委、警察）</p> <p>金額：共済責任額（保険金額）68,644,694千円、共済掛金 8,821,433円</p> <p>内容：主な事業としては、火災、落着、爆発による損害を補填する火災共済事業のほか、火災以外の風水害、地震等により被災した場合に見舞金を受ける住宅災害見舞金交付事業、共済委託した住宅団地の防火及び環境改善の施設を設置する場合に補助金を受ける住宅火災防火施設整備補助事業等がある。</p>
契約に係る競争性の確保	<p>災害共済の委託に関する事務取扱要領により、生活の本拠として住居の用に供する目的で設置している公舎、職員住宅、宿舍、单身寮、公営住宅等の建物については（社）全国公営住宅火災共済機構に加入し、それ以外の建物等については（財）都道府県会館災害共済部に加入するものとされている。</p> <p>なお、（財）都道府県会館災害共済部が行っている建物共済は、都道府県が所有する建物、工作物、動産が対象であり、県有の職員住宅や公営住宅等も対象物件となり得るが、火災共済の補償が再調達価額であるのに対し、建物共済の補償は時価額であるため、火災等罹災後の復旧工費を賄えない場合があり、用途が住居の建物には適していない。</p> <p>また、民間の損害保険会社を取り扱う火災保険との比較では、補償内容に対する保険料の面などで明らかに優位性がある。</p>
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	対象となる物件を取得した場合は、原簿が県有財産管理システムに登録したうえで、管財課に加入の依頼書と建築関係の取得書類を同し、管財課で確認し承認し承認入力を行うことにより登録されるが、原簿からの依頼そのものが漏れた場合はチェックがつかからない。
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課
保険の名称	建物共済

平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	目的：火災による損害等補填 対象：住宅以外の県有建物、工作物及び動産 補償：限度額33,361,066千円（95,950件、2,118棟、1,176千㎡）
特約の内容	
平成21年度の保険期間	平成21年4月1日 ～ 平成22年3月31日

過去3年間の推移	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	(財) 都道府県会館	(財) 都道府県会館	(財) 都道府県会館
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）
随意契約の理由等	地方自治法第263条の2による相互救済事業	地方自治法第263条の2による相互救済事業	地方自治法第263条の2による相互救済事業
支払保険料	8,380,945円	8,129,300円	5,831,816円
保険期間	始期	平成20年4月1日	平成21年4月1日
	終期	平成21年3月31日	平成22年3月31日
契約補償金額	共済責任額：34,378,113千円	共済責任額：33,361,066千円	共済責任額：34,295,873千円
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	11件	1件	1件
支払いを受けた補償金額	250,000円	106,350円（未確定）	772,800円（未確定）

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	<p>目的、対象、金額、内容等</p> <p>対象：県が所有する建物で災害共済の委託に関する事務取扱要領に定められたもの内容：建物は時価額を基に、動産については購入価額を基に共済責任額（保険金額）を設定している。</p>
契約に係る競争性の確保	特記事項なし
契約方法、内容等の検討	時価額が加入基準額（300万円）を下回った建物や未利用の建物で加入しているものがある。
その他	特記事項なし
意見	保険の対象、共済責任額（保険金額）について、時価額の低いものや現在利用していない施設については、時価額と保険料のバランスや過去の被災事例も考慮して、保険の対象とする必要性や共済責任額（保険金額）の妥当性を判断するよう検討を求める。

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	船舶保険 (土佐黒潮牧場11基 各約30t)		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：離脱時回収費用、衝突損害賠償金、損害防止費用、船主責任補填 対象：浮魚礁 (土佐黒潮牧場11基) 補償：(1基につき) 全損1,000万円、船主責任1,000万円		
特約の内容	第2種特別約款 (RDC)		
平成21年度の保険期間	平成21年5月4日	～	平成22年5月4日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等	(株) 損害保険ジャパン	(株) 損害保険ジャパン	(株) 損害保険ジャパン	
契約方法	①一般競争入札	①一般競争入札	①一般競争入札	
随意契約の理由等				
支払保険料	5,993,680円	6,593,048円	6,585,600円	
保険期間	始期	平成20年5月4日	平成21年5月4日	平成22年5月4日
	終期	平成21年5月4日	平成22年5月4日	平成23年5月4日
契約補償金額	10基 (1基につき) 損害保険：1,000万円 船主責任：1,000万円	11基 (1基につき) 損害保険：1,000万円 船主責任：1,000万円	12基 (1基につき) 損害保険：1,000万円 船主責任：1,000万円	
特約の内容	第2種特別約款 (RDC)	第2種特別約款 (RDC)	第2種特別約款 (RDC)	
保険事故の有無 (件数)	無	無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法 (入札方法等)	補償内容の拡大について検討したが、保険料とのバランスを考慮して、従前の保険内容を継続することとした。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	自力航行はしないが、流失時に他船との衝突の可能性がある。また、流失時の回収費用が必要となる。このため、衝突 (1,000万円を上限) 及び全損 (回収費用に対して1,000万円を上限) の保険加入している。 事故の発生頻度は、その他の船舶よりも高い。 GPSの活用により、近年は早期回収が可能になっているため、回収費用が1,000万円を大きく上回らない場合も想定されることを考慮すると、保険料と保険金額のバランスは取れている。
契約に係る競争性の確保	競争入札を実施しているが参加者が少ない。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	漁船保険 (土佐海洋丸 80t)		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の損失や分損時の修繕費用及び損害賠償責任等補填 対象：土佐海洋丸 (漁業指導調査船) 本船及び搭載艇 補償：(土佐海洋丸) 全損582百万円、賠償責任6億円。(第二土佐海洋丸) 全損120万円、賠償責任6億円		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年9月5日	～	平成22年9月4日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	
契約方法	⑤随意契約 (その他)	⑤随意契約 (その他)	⑤随意契約 (その他)	
随意契約の理由等	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	
支払保険料	3,315,286円 (合計) 3,271,773円 (本船) 43,513円 (搭載)	3,312,661円 (合計) 3,278,094円 (本船) 34,567円 (搭載)	3,253,973円 (合計) 3,223,314円 (本船) 30,659円 (搭載)	
保険期間	始期	平成20年9月5日	平成21年9月5日	平成22年9月5日
	終期	平成21年9月4日	平成22年9月4日	平成23年9月4日
契約補償金額	普通損害保険：61,300万円 (本船) 船主責任保険：60,000万円 (本船)	普通損害保険：58,200万円 (本船) 船主責任保険：60,000万円 (本船)	普通損害保険：55,300万円 (本船) 船主責任保険：60,000万円 (本船)	
特約の内容	普通損害保険：130万円 (搭載) 船主責任保険：60,000万円 (搭載)	普通損害保険：120万円 (搭載) 船主責任保険：60,000万円 (搭載)	普通損害保険：110万円 (搭載) 船主責任保険：60,000万円 (搭載)	
保険事故の有無 (件数)	無	無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法 (入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	官公庁割引を受けていた。 本船に対する保険金額は他県と類似したものとなっていた。 搭載艇に対する保険金額は過大と認められるが、保険料への影響は極めて少額である。 県が運行する調査船で、荒天時には航行しないため事故の発生率は低い。 船舶の船齢が古くなるに従って、時価額が低下する制度となっている。
契約に係る競争性の確保	保険料の国庫負担があり船舶保険と比べて優位性がある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課	
保険の名称	漁船保険 (くろしお 57t)	
平成21年度		
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の損失や分損時の修繕費用及び損害賠償責任等補填 対象：くろしお（漁業取締船）本船及び搭載艇 補償：（くろしお）全損368百万円、賠償責任6億円。（第2くろしお）全損160万円、賠償責任6億円	
特約の内容		
平成21年度の保険期間	平成21年12月6日	平成22年12月5日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）
随意契約の理由等	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定
支払保険料	3,121,478円(合計) 3,086,351円(本船) 35,127円(搭載)	2,740,092円(合計) 2,708,284円(本船) 31,808円(搭載)	2,652,814円(合計) 2,621,724円(本船) 31,090円(搭載)
保険期間	始期 平成20年12月6日 終期 平成21年12月5日	始期 平成21年12月6日 終期 平成22年12月5日	始期 平成22年12月6日 終期 平成23年12月5日
契約補償金額	普通損害保険：38,700万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：170万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)	普通損害保険：36,800万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：160万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)	普通損害保険：35,000万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：150万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	官公庁割引を受けていた。 本船に対する保険金額は他県と類似したものとなっていた。 搭載艇に対する保険金額は過大と認められるが、保険料への影響は極めて少額である。 県が運行する取締船で、荒天時には航行しないため事故の発生率は低い。 船舶の船齢が古くなるに従って、時価額が低下する制度となっている。
契約に係る競争性の確保	保険料の国庫負担があり船舶保険と比べて優位性がある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課	
保険の名称	漁船保険 (とさかぜ 58t)	
平成21年度		
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の損失や分損時の修繕費用及び損害賠償責任等補填 対象：とさかぜ（漁業取締船）本船及び搭載艇 補償：（とさかぜ）全損387百万円、賠償責任6億円。（第2とさかぜ）全損170万円、賠償責任6億円	
特約の内容		
平成21年度の保険期間	平成21年9月24日	平成22年9月23日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）
随意契約の理由等	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定
支払保険料	2,306,982円(合計) 2,271,043円(本船) 35,939円(搭載)	2,342,112円(合計) 2,309,564円(本船) 32,548円(搭載)	2,245,764円(合計) 2,213,956円(本船) 31,808円(搭載)
保険期間	始期 平成20年9月24日 終期 平成21年9月23日	始期 平成21年9月24日 終期 平成22年9月23日	始期 平成22年9月24日 終期 平成23年9月23日
契約補償金額	普通損害保険：40,700万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：180万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)	普通損害保険：38,700万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：170万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)	普通損害保険：36,800万円(本船) 船主責任保険：60,000万円(本船) 普通損害保険：160万円(搭載) 船主責任保険：60,000万円(搭載)
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	官公庁割引を受けていた。 本船に対する保険金額は他県と類似したものとなっていた。 搭載艇に対する保険金額は過大と認められるが、保険料への影響は極めて少額である。 県が運行する取締船で、荒天時には航行しないため事故の発生率は低い。 船舶の船齢が古くなるに従って、時価額が低下する制度となっている。
契約に係る競争性の確保	保険料の国庫負担があり船舶保険と比べて優位性がある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	漁船保険 (小鷹 58 t)		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の損失や分損時の修繕費用及び損害賠償責任等補填 対象：小鷹（漁業取締船）本船及び搭載艇 補償：（小鷹）全損410百万円、賠償責任6億円。（第2小鷹）全損180万円、賠償責任6億円		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成22年3月16日	～	平成23年3月15日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	
随意契約の理由等	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	漁船損害等補償法第21条の2による保険約款の規定により算定	
支払保険料	2,417,313円（合計） 2,379,329円（本船） 37,984円（搭載）	2,318,473円（合計） 2,285,113円（本船） 33,360円（搭載）	
保険期間	始期 平成21年3月16日 終期 平成22年3月15日	始期 平成22年3月16日 終期 平成23年3月15日	
契約補償金額	普通損害保険：43,200万円（本船） 船主責任保険：60,000万円（本船） 普通損害保険：190万円（搭載） 船主責任保険：60,000万円（搭載）	普通損害保険：41,000万円（本船） 船主責任保険：60,000万円（本船） 普通損害保険：180万円（搭載） 船主責任保険：60,000万円（搭載）	
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	無	無	
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	官公庁割引を受けていた。 本船に対する保険金額は他県と類似したものとなっていた。 搭載艇に対する保険金額は過大と認められるが、保険料への影響は極めて少額である。 県が運行する取締船で、荒天時には航行しないため事故の発生率は低い。 船舶の船齢が古くなるに従って、時価額が低下する制度となっている。
契約に係る競争性の確保	保険料の国庫負担があり船舶保険と比べて優位性がある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	船舶保険（ニューさじま 9.1 t）		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の建造費用、修繕費用、共同海損分担額、衝突損害賠償金、損害防止費用補填 対象：ニューさじま（清補船） 補償：全損8,761万円（全損時再取得価格）		
特約の内容	第5種特別約款（ただし、第2条「休航戻」削除）		
平成21年度の保険期間	平成21年4月4日	～	平成22年4月4日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	あいおい損害保険（株） （外8社による共同保険）	三井住友海上火災保険（株） （外8社による共同保険）	東京海上日動火災保険（株） （外8社による共同保険）
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）
随意契約の理由等	共同保険契約のため	共同保険契約のため	共同保険契約のため
支払保険料	892,063円	892,063円	892,063円
保険期間	始期 平成20年4月4日 終期 平成21年4月4日	始期 平成21年4月4日 終期 平成22年4月4日	始期 平成22年4月4日 終期 平成23年4月4日
契約補償金額	普通損害保険：8,761万円	同左	同左
特約の内容	第5種特別約款	第5種特別約款	第5種特別約款
保険事故の有無（件数）	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	平成22年度に共同保険契約としてきた理由を調べたが不明で、競争見積りとしても支障が無いと判断したため、平成23年度から競争見積りにより相手方を決定する予定である。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	浦戸湾内での清掃作業が主目的で、荒天時や夜間には航行せず航行速度も遅い。旅客船兼自動車航送船や警備艇が2種又は2種（衝突）としているにもかかわらず第5種としていた。 船舶の船齢に関係なく、再調達価額で保険加入している。
契約に係る競争性の確保	これまで共同保険扱いとしていたが、この程度の保険規模において、競争性の働かない共同保険とする必要は乏しい。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	船舶保険については、所有者も運行者も保険加入できるものである。 この船舶については運行を委託しているが、以前から県（所有者）において保険加入していた。
意見	想定されるリスクに応じた保険金額となっているか、また、次回契約にあたっては競争性が働くように検討を求める。

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	船舶保険（新ながせ、みたけ、どんぐり、かがみ 共に5 t未満）		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損、修繕、損害防止費用、船主責任補填 対象：ダム管理船（4隻） 補償：全損6,411千円（4隻合計）、船主責任1億円（1隻あたり）		
特約の内容	第2種特別約款（2隻）、第5種特別約款（2隻）		
平成21年度の保険期間	平成22年1月12日	～	平成23年1月12日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	3隻：日本興亜損害保険（株） 1隻：株損害保険ジャパン	東京海上日動火災保険（株）	東京海上日動火災保険（株）
契約方法	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）
随意契約の理由等	100万円を超えないため	100万円を超えないため	100万円を超えないため
支払保険料	473,729円	445,293円	378,501円
保険期間	始期	平成21年1月12日	平成22年1月12日
	終期	平成22年1月12日	平成23年1月12日
契約補償金額	普通損害保険：6,411千円 （4隻合計） 船主責任保険：100,000千円 （1隻あたり）	同左	同左
	特約の内容	第2種特別約款2隻 第5種特別約款2隻	第2種特別約款2隻 第5種特別約款2隻
保険事故の有無（件数）	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	保険料低水準のヨット・モーターボート総合保険を検討したが、使用実態から保険対象にならないと判断。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	波も無い穏やかなダム湖での業務が主である。高速で航行する必要性が少ないにもかかわらず船主責任保険を1億円としていた。船舶の船齢に関係なく、再調達価額で保険加入している。
契約に係る競争性の確保	保険会社から仕様書の内容を上回る提案を受け、その提案を受けることで保険料が安価となっていた。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	想定されるリスクに応じた保険金額となっているか検討を求める。

契約担当所属名	管財課		
保険の名称	船舶保険（龍馬 52 t）		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：全損時の建造費用、衝突損害賠償金、損害防止費用補填 対象：龍馬（旅客船兼自動車航送船） 補償：全損9,000万円（全損時再取得価格）		
特約の内容	第2種特別約款（RDC（衝突損害賠償金てん補）（ただし、第2条「休航戻」削除）		
平成21年度の保険期間	平成21年11月8日	～	平成22年11月8日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	あいおい損害保険（株） （外10社による共同保険）	三井住友海上火災保険（株） （外8社による共同保険）	東京海上日動火災保険（株）
契約方法	⑤随意契約（その他）	⑤随意契約（その他）	③随意契約（複数見積り）
随意契約の理由等	共同保険契約のため	共同保険契約のため	100万円を超えないため
支払保険料	403,200円	395,136円	293,706円
保険期間	始期	平成20年11月8日	平成21年11月8日
	終期	平成21年11月8日	平成22年11月8日
契約補償金額	基本損害保険：9,000万円	同左	同左
特約の内容	第2種特別約款	第2種特別約款	第2種特別約款
保険事故の有無（件数）	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	平成22年度に共同保険契約としてきた理由を調べたが不明で、競争見積りとしても支障が無いと判断し、平成22年度から競争見積りにより相手方を決定した。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	搭乗者（旅客）に対する保険については、道路課が別途加入している。住民と原動機付き自転車を運搬するのが主目的で、荒天時には運行はしないが、運行に当たっては常に航路を横断する業務である。船舶の船齢に関係なく、再調達価額で保険加入している。
契約に係る競争性の確保	平成21年度までは共同保険扱いとしていたが、この程度の保険規模において、競争性の働かない共同保険とする必要は乏しい。こうしたことを考慮し平成22年度は複数見積りを行っている。
契約方法、内容等の検討	現在は自動車の運搬は行っておらず、保険加入する際の船種の変更を行えば保険料が安価となる可能性が見込まれる。
その他	船舶保険については、所有者も運行者も保険加入できるものである。この船舶については運行を委託しているが、以前から県（所有者）において保険加入していた。
意見	船種の変更を行えば保険料が安価となる可能性が見込まれるため保険内容の検討を求める。

契約担当所属名	消防政策課
保険の名称	航空機保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	・消防防災ヘリコプター「りょうま」の航空保険 ・機体：509,850千円、第三者・乗客包括賠償：10,000,000千円、搭乗者傷害：20,000千円、医療日額20千円
特約の内容	悪意による加害行為危険不担保、消防・防災用航空機、乗客賠償下げ危険など
平成21年度の保険期間	平成21年4月12日 ～ 平成22年4月12日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等	(株) 損害保険ジャパン	(株) 損害保険ジャパン	(株) 損害保険ジャパン	
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	
随意契約の理由等	同一の保険料等のため	同一の保険料等のため	同一の保険料等のため	
支払保険料	13,359,470円	11,633,880円	11,633,880円	
保険期間	始期	平成20年4月12日	平成21年4月12日	平成22年4月12日
	終期	平成21年4月12日	平成22年4月12日	平成23年4月12日
契約補償金額	上記に同じ			
特約の内容	上記特約の内容に同じ			
保険事故の有無(件数)	無	無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	対象：乗員(県職員)も搭乗者傷害保険の対象となっている。 金額：第三者・乗客包括賠償責任：100億円(賠償責任保険金額について、類似の保険である県警本部は第三者被害に対するもののみであり5億円と聞きがある)
契約に係る競争性の確保	特記事項なし
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	類似活動を行っている事業者や他県の補償内容等も調査のうえ適切な賠償責任額の設定について検討を求める。 県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

契約担当所属名	医療業務課
保険の名称	国内旅行傷害保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	目的：高知県の要請に基づき出動させた高知DMATの医療救護活動における事故に対応するため対象及び補償内容：県と協定を締結したDMAT指定医療機関に所属する高知DMAT隊員の傷害保険
特約の内容	天災危険担保
平成21年度の保険期間	平成21年7月31日 ～ 平成22年7月30日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等		(株) 損害保険ジャパン	(株) 損害保険ジャパン	
契約方法		④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	
随意契約の理由等		契約内容に応じた保険が他になし	契約内容に応じた保険が他になし	
支払保険料		317,660円	363,040円	
保険期間	始期	平成21年7月31日	平成22年7月31日	平成23年7月30日
	終期	平成22年7月30日		
契約補償金額		死亡・後遺症 1億円 入院(日額) 1万5千円 通院(日額) 1万円 賠償責任 1億円 携行品 10万円	死亡・後遺症 1億円 入院(日額) 1万5千円 通院(日額) 1万円 賠償責任 1億円 携行品 10万円	
特約の内容		天災危険担保	天災危険担保	
保険事故の有無(件数)		無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	災害時のDMAT出動時の救護活動期間(最長4日間)を対象とする保険なので、初年度に契約内容について検討し、毎年契約時期に契約相手方を検討。
契約相手方	契約内容が特殊なため、県が希望する補償に該当する保険商品を取り扱っている保険会社は、現在、株式会社損害保険ジャパンのみ。
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	保険の対象者には、高知DMAT(災害派遣医療チーム)に登録されている県職員も含まれている。
契約に係る競争性の確保	通常は不担保となる地震もしくは噴火等に起因する傷害が補償の対象となる保険であるため、引受ける保険会社が1社しかなく単独見積りとなっていた。
契約方法、内容等の検討	派遣中の活動は、公務扱いとなり公務災害補償制度の給付対象となる場合がある。
その他	特記事項なし
意見	県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

契約担当所属名	文化・国際課
保険の名称	山内家宝物資料に係る動産総合保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	目的：山内家資料の保管 対象：山内家資料66,869点 内容：火災、落雷、破裂、爆発、風災、盗難、破損等発生時の対応（全損時を除き、原則修理対応）
特約の内容	臨時費用対象外、運送中破曲損対象外、管球類単独対象外、汚損・すり傷対象外 使用人不誠実免責、万引免責、国内のみ補償、修理付帯費用、出納過誤対象外
平成21年度の保険期間	平成22年2月18日 ~ 平成23年2月18日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	ニッセイ同和損害保険（株）	ニッセイ同和損害保険（株）	
契約方法	②指名競争入札	②指名競争入札	
随意契約の理由等			
支払保険料	1,339,470円	1,339,470円	
保険期間	始期	平成21年2月18日	平成22年2月18日
	終期	平成22年2月17日	平成23年2月17日
契約補償金額	総 額 4,265,816,000円 単品最高額 700,000,000円		
特約の内容	臨時費用対象外、運送中破曲損対象外、管球類単独対象外、汚損・すり傷対象外 使用人不誠実免責、万引免責、国内のみ補償、修理付帯費用、出納過誤対象外		
保険事故の有無（件数）	無	無	
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	指名から入札までの期間を例年以上に取り、入札を辞退する会社を減らす試みを行う予定。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	特記事項なし
契約に係る競争性の確保	特記事項なし
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	河川課
保険の名称	河川美化活動傷害・賠償責任保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	目的：「リバーボランティア支援事業」で、リバーボランティアとして認定した団体が河川美化活動中に傷害を被った場合などのための保険 対象：リバーボランティア団体 内容：「死亡・後遺傷害」10,000,000円、「入院日額」5,000円、「通院日額」3,000円、「対人賠償」100,000,000円、「対物賠償」10,000,000円
特約の内容	
平成21年度の保険期間	平成21年5月1日 ~ 平成22年4月30日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）
契約方法	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （随意契約の理由） 保険金額だけの比較競争ではなく、条件や補償内容、共同保険や代理店対応の提示などを受けて、総合的な判断により決定することが適当であり、競争入札に適しない。		
支払保険料	2,427,260円	1,594,080円 （精算後 814,520円）	1,574,670円
保険期間	始期	平成20年5月1日	平成21年5月1日
	終期	平成21年4月30日	平成22年4月30日
契約補償金額	上記と同じ		
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	1件	無	1件
支払いを受けた補償金額	42,000円		99,000円 （草刈り作業中の捻挫、通院）

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	保険会社の商品が仕様と合致しているかどうか検討している。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	美化活動参加者見込人数を基に暫定保険料で契約し、確定保険料（確定人数）との差額を精算することとした行事参加者傷害保険特約書（毎月報告一括精算）を締結している。 なお、平成21年度分では、35,000人の参加者見込人数に対して参加者確定人数が17,884人となり、精算により779,560円の返納があり、精算後の支払保険料は814,520円となっている。
契約に係る競争性の確保	保険料からすると本来であれば競争入札の方法によるべきであるが、平成21年度は7者による見積り競争（うち5者は辞退）により、県が示した仕様に対し同一の仕様より低額の見積金額を提示してきた者と随意契約を行っている。 保険の補償内容等については、仕様書等を作成し県が求める内容を相手方に示すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることには疑問も残るが、7者に見積りを依頼するも2者からしか見積書の提出がなかった実態等を考えると、やむを得ないものであった。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	河川課		
保険の名称	水門管理活動傷害保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：高知県が管理する水門管理活動中に発生した事故に適用 対象：水門管理活動従事者 内容：「死亡後遺障害」5,000,000円、「入院日額」5,000円、「通院日額」3,000円		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年6月1日	～	平成22年5月31日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	(株)損害保険ジャパン	ニッセイ同和損害保険(株)	ニッセイ同和損害保険(株)
契約方法	③随意契約(複数見積り)	③随意契約(複数見積り)	③随意契約(複数見積り)
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (随意契約の理由) 保険金額だけの比較競争ではなく、条件や補償内容、共同保険や代理店対応の提示などを受けて、総合的な判断により決定することが適当であり、競争入札に適しない。		
支払保険料	1,425,600円	374,180円 (精算後 133,740円)	374,180円
保険期間	始期	平成20年6月1日	平成22年6月1日
	終期	平成21年5月31日	平成23年5月31日
契約補償金額	上記に同じ		
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	毎年度、契約時に保険会社の商品が仕様を満たすものかどうかは検討している。
契約相手方	平成21年度においては、見積り最安値の保険が前年度契約保険料と比べかなり安価だったため、仕様を満たしているかどうかを検討。安価となったのは、県の仕様と合致する新商品ができたため。
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	補償金額は、国直轄管理の水門の同種保険に合わせた。保険適用対象水門は262水門。 確定精算することとした普通傷害保険特約書を締結している。 なお、平成21年度分では、12,960回の活動予定回数(一つの水門を複数人で管理している場合を想定し270人の水門管理活動従事者が一人当たり年間48日活動する計画)に対して確定回数が4,351回となり、精算により240,440円の返納があり、精算後の支払保険料は133,740円となっている。
契約に係る競争性の確保	平成21年度は7者による見積り競争(うち3者は辞退)により、県が示した仕様に対し同一の仕様でより低額の見積金額を提示してきた者と随意契約を行っている。 保険の補償内容等については、仕様書等を作成し県が求める内容を相手方に示すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることには疑問も残るが、7者に見積りを依頼し4者から見積書の提出を受けていることや、見積競争の結果として、100万円を超えない金額(=1号随契約に該当する金額)での契約になっていることなどを考えると、一定の競争性は確保されていると思われる。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	道路課		
保険の名称	道路損害賠償責任保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：高知県が管理する道路の設置・管理取崩しに起因する事故に係る損害賠償額を補填するため		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年5月14日	～	平成22年5月14日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	(株)損害保険ジャパン	東京海上日動火災保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
契約方法	③随意契約(複数見積り)	③随意契約(複数見積り)	③随意契約(複数見積り)
随意契約の理由等	①保険金額だけの比較競争ではなく、条件や補償内容、共同保険や代理店対応の提示などを受けて、総合的な判断により決定することが適当であり、競争入札に適さない。 ②平成20年度の保険料を算出するためには、19年度までの事故事実の報告が必要で且つ、契約期間の日数が限られており、早急に入札が必要である。 ③また、この道路損害賠償責任保険は既成の保険ではないことから、保険料に対する賠償限度額が有利となる見積書の提出も考えられるため、総合的に判断できる随意契約が適していると考えられる。 ④よって、県内に支店のある全7社の損保会社を対象としたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。		
支払保険料	6,560,310円	5,587,800円	4,478,500円
保険期間	始期	平成20年5月14日	平成22年5月14日
	終期	平成21年5月14日	平成23年5月14日
契約補償金額	身体1名 5,000万円 1事故 3億円(免責金額なし) 物損1事故 1,000万円(免責金額なし)		
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	18件	16件	13件
支払いを受けた補償金額	2,142,438円	2,156,381円	3,295,683円

(注) 22年度はH22. 12. 31現在

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	指名競争入札について検討を行ってきた結果、平成21年度から上記随意契約の理由のとおり、全国規模の会社で県内に支店のある全7社に見積依頼を行うこととした。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	保険での対応は昭和62年度からで、それまでは個々に対応していた。 覚書により保険契約期間中に増加した道路(道路工事に伴う仮設道路(=迂回路)を含む。)も自動的に対象道路に含まれる。 対象となる事故は、落石・崩土によるものが最も多く、直撃の場合は全補償、落下した石等が原因の場合は判例などに照らし合わせ過失割合に応じて補償しており、相手方の示談交渉は保険料を抑えるために県が直接行っている。(覚書により保険会社には協力を要請している。)
契約に係る競争性の確保	保険料からすると本来であれば競争入札の方法によるべきであるが、平成21年度は入札参加資格のある4者を含む7者による見積り競争(うち4者は辞退)により、県が示した仕様に対し同一の仕様でより低額の見積金額を提示してきた者と随意契約を行っている。 保険の補償内容等については、仕様書等を作成し県が求める内容を相手方に示すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることには疑問も残るが、7者に見積りを依頼するも3者からしか見積書の提出がなく、このうち入札参加資格のある者は1者のみであった実態等を考えると、やむを得ないものであった。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	道路課
保険の名称	高知県ふれあいの道づくり支援事業に係る傷害保険及び賠償責任保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	目的：「高知県ふれあいの道づくり支援事業」によりロードボランティアとして認定した個人や団体が、道路の美化・清掃等の活動中に傷害を被ったり、または第三者に対して損害を与えた場合に補償を保険で補填するため。 対象及び補償：上記事業参加者全員（29,165人）に対する傷害保険及び賠償責任保険
特約の内容	
平成21年度の保険期間	平成21年5月11日 ～ 平成22年5月11日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）
契約方法	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）
随意契約の理由等	①保険金額だけの比較競争ではなく、条件や補償内容、共同保険や代理店対応の提示などを受けて、総合的な判断により決定することが適当であり、競争入札は適さない。 ②平成20年度の保険料を算出するためには、19年度までの事故事実や活動実績の報告が必要で且つ、契約期間の日数が限られており、早急に契約をおこなう必要があるため。		
支払保険料	1,001,540円（差額精算あり）	1,088,630円（差額精算あり）	1,421,840円（差額精算あり）
保険期間	始期 平成20年5月11日 終期 平成21年5月11日	始期 平成21年5月11日 終期 平成22年5月11日	始期 平成22年5月11日 終期 平成23年5月11日
契約補償金額	傷害保険（1被保険者1活動につき）：死亡・後遺障害 1,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円 賠償責任保険（1被保険者1事故につき）：対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円		
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	指名競争入札について検討を行ってきた結果、平成21年度から上記随意契約の理由のとおり、全国規模の会社で県内に支店のある全7社に見積依頼を行うこととした。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	特記事項なし
目的、対象、金額、内容等	
契約に係る競争性の確保	保険料からすると本来であれば競争入札の方法によるべきであるが、平成21年度は7者による見積り競争（うち2者は辞退）により、県が示した仕様に対し同一の仕様でより低額の見積金額を提示してきた者と随意契約を行っている。 保険の補償内容等については、仕様書等を作成し県が求める内容を相手方に示すべきものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることには疑問も残るが、一定の競争性は確保されていると思われる。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	道路課
保険の名称	地域の皆さまの住民力による道路草刈作業等に係る損害保険
平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	本県と契約した契約団体が行う地域委託事業（道路の草刈り作業等）に従事している者が、作業中に被った傷害及び他人に対する損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険で補填する H21年度の被保険者数7,469名に対する傷害保険及び賠償責任保険
特約の内容	
平成21年度の保険期間	平成21年 5月11日 ～ 平成22年 5月10日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）	日本興亜損害保険（株）
契約方法	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1号	地方自治法施行令第167条の2第1号	地方自治法施行令第167条の2第1号
支払保険料	216,180円	506,810円	461,840円
保険期間	始期 平成20年5月11日 終期 平成21年5月10日	始期 平成21年5月11日 終期 平成22年5月10日	始期 平成22年5月11日 終期 平成23年3月31日
契約補償金額	傷害保険（1被保険者1活動につき）：死亡・後遺障害 1,000万円、入院日額 5,000円、通院日額 3,000円 賠償責任保険（1被保険者1事故につき）：対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円		
特約の内容			
保険事故の有無（件数）	6件	4件	1件
支払いを受けた補償金額	356,608円	3,466,075円	6,000円

契約に関する検討状況	
契約方法（入札方法等）	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	保険加入にあたり他県の状況調査を行っていた。
目的、対象、金額、内容等	
契約に係る競争性の確保	高知県内に支店のある保険会社7者（うち4者は辞退）より見積りを徴しており、競争性は確保されていると思われる。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	総務事務センター		
保険の名称	高知県が所有・使用する自動車等の任意保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	【目的】民間保険会社等のノウハウを活用することにより、損害賠償金の被害者への支払の迅速化及び示談交渉に伴う職員の負担軽減を図るため。 【対象】県が所有・使用する自動車等（但し、他団体等に貸付している自動車は除く。）		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成22年2月1日	～	平成23年2月1日

過去3年間の推移	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	株式会社損害保険ジャパン	東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
契約方法	①一般競争入札	①一般競争入札	①一般競争入札
随意契約の理由等			
支払保険料	4,413,370円	7,684,070円	8,389,210円
保険期間	始期	平成21年2月1日	平成23年2月1日
	終期	平成22年2月1日	平成24年2月1日
契約補償金額	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
特約の内容	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
保険事故の有無(件数)	12件	40件	
支払いを受けた補償金額	2,161,387円	2,994,815円	
備考		支払保険料・事故件数・補償金額は12月未現在	支払保険料は2月1日現在

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	平成13年度から任意保険に加入 平成21年度の契約のみ、警察本部の自動車等を含めた保険 保険の対象は、県が所有・使用する自動車等（他団体に貸し付けているものを除く） 加入目的は損害額の補填と、示談交渉等に係る労力及び人件費の削減 補償内容は、対人1億円、対物100万円（ただし、起震車、スクールバス等の5台の自動車を除く）
契約に係る競争性の確保	随意契約であったが、平成17年度より一般競争入札を行っている。
契約方法、内容等の検討	起震車、スクールバス等の5台の補償内容が異なる理由は、一括契約とする際の当該車両の加入漏れに伴うもので、それぞれの所属で契約していた当時の保険金額を継続していた。ただし、平成22年度の契約では、上記5台の自動車等の無保険車傷害保険、自損事故保険、搭乗者傷害保険について、それらを包含する人身傷害保険とすることで、当該保険金額の統一を図っていた。 行政管理課から年に数回報告される事故内容及び損害額等の報告をもとに、支払保険料と損害額との比較等を行っている。
その他	特記事項なし
意見	平成22年度の契約では、上記5台の自動車等の無保険車傷害保険、自損事故保険、搭乗者傷害保険について、それらを包含する人身傷害保険とすることで、当該保険金額の統一を図っていたが、それら以外の自動車等との保険金額においては差が認められるため、それぞれが適切な契約内容であることを説明できるよう、基礎となる考え方や基準を明確にすることについて検討を求める。

平成20年度 自動車任意保険 補償・特約内容

【起震車】 高知 800 さ 5780	対人賠償 対物賠償 搭乗者傷害 人身傷害補償 無保険車傷害 車両保険 特約	無制限 無制限（免責金額は0円） 死亡 500万円（1名につき） 入院 7,500円（1日につき） 通院 5,000円（1日につき） 3,000万円（1名につき） 被保険自動車搭乗中のみ担保 無制限（1名につき） 被保険自動車搭乗中のみ担保 種類 一般 保険金額 2,710万円 修理限度額 保険金額と同額 対物超過修理費用補償特約
【高知若草養護学校スクールバス】 高知 88 ゆ 429 (更新後 高知 830 て 2525) 高知 88 ゆ 1214 高知 88 ゆ 808	対人賠償 対物賠償 搭乗者傷害 自損事故 無保険車傷害 特約	無制限 無制限（免責金額は0円） 500万円（1名につき）、 15,000万円（1事故につき） 入院日額 7,500円（1日につき） 通院日額 5,000円（1日につき） 1,500万円（1名につき） 5,000万円（1名につき） 被保険自動車搭乗中のみ担保 対物超過修理費用補償特約 弁護士費用特約
【高知農業大学校生徒送迎用バス】 高知 300 そ 575	対人賠償 対物賠償 搭乗者傷害 自損事故 無保険車傷害 その他	1億円 500万円（免責金額は0円） 死亡 1,000万円（1名につき） 入院 7,500円（1日につき） 通院 5,000円（1日につき） 死亡 1,500万円（1名につき） 後遺障害 2,000万円（1名につき） 1億円（1名につき） 被保険自動車搭乗中のみ担保
その他	対人 1億円 対物 100万円（免責金額は0円）	
全車両包括付保特約		
全車両包括付保特約の通知に関する特約	中途対象自動車（契約期間中の異動自動車）を磁気的方法により通知するもの（エクセルファイルを電子メールに添付し通知）	
運転者限定特約	保険対象とする運転者を次の者に限定するもの	

平成21年度 自動車任意保険 補償・特約内容

全車両共通	免責0円
【起震車】 高知 800 さ 5780	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 搭乗者傷害 死亡 500万円(1名につき) 入院 7,500円(1日につき) 通院 5,000円(1日につき) 人身傷害 3,000万円(1名につき) 被保険自動車搭乗中のみ担保 無保険車傷害 無制限(1名につき) 被保険自動車搭乗中のみ担保 対物超過修理費用補償 車両保険 一般条件 保険金額 2,710万円 修理限度額 保険金額と同額
【高知若草養護学校スクールバス】 高知 830 て 2525、 高知 88 ゆ 1214、 高知 88 ゆ 808 (更新後 高知 830 さ 3939)	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 搭乗者傷害 1,000万円(1名につき) 1事故につき乗車定員×1,000万円 15,000万円(1事故につき) 入院日額 7,500円(1日につき) 通院日額 5,000円(1日につき) 自損事故 死亡 1,500万円(1名につき) 後遺障害 2,000万円(1名につき) 無保険車傷害 1億円(1名につき) 被保険自動車搭乗中のみ担保 対物超過修理費用補償 弁護士費用(1事故当たり限度額 300万円)
【高知農業大学校生徒送迎用バス】 高知 300 そ 575	対人賠償 10,000万円 対物賠償 500万円 搭乗者傷害 死亡 1,000万円(1名につき) 入院 7,500円(1日につき) 通院 5,000円(1日につき) 自損事故 死亡 1,500万円(1名につき) 後遺障害 2,000万円(1名につき) 無保険車傷害保険 10,000万円(1名につき) 被保険自動車搭乗中のみ担保 対物超過修理費用補償
その他	対人 1億円 対物 100万円
自損事故傷害特約(人身傷害付帯自動車を除く全車)	運転者・搭乗者が単独事故又は側面に100%過失がある事故により死傷し、自賠責保険等では補償されない場合に保険金が支払われるもの 死亡 1,500万円 後遺障害 最高 2,000万円 入院 6,000円 通院 4,000円
無保険車傷害特約(人身傷害付帯自動車を除く全車)	被保険自動車による事故において、相手方自動車が無保険車で十分な補償を受けられない場合に補償を受けられるもの 2億円
法律相談費用補償特約(全車)	事故の相手方への損害賠償請求に関する弁護士・司法書士・行政書士への相談費用に対し、保険金を支払うもの
臨時代替自動車補償特約(全車)	被保険自動車修理・整備・点検等のために使用できない場合に、その代替として臨時に借用する自動車を被保険自動車と同様に補償するもの
バスの搭乗者傷害保険金支払いに関する特約	被保険自動車バスの場合に、搭乗者傷害保険の1事故当たりの保険金額の設定、被保険者を経由して保険金の請求を行うことを規定するもの
公務外危険不担保特約	被保険自動車の公務外での使用または管理中に生じた事故による、県の損害賠償を保険対象としないもの
保険料の返還、追加又は変更に関する特約	中途取得自動車や車両の入替、譲渡、廃車があった場合に、保険責任はその日に開始あるいは終了するが、その通知と保険料の精算は、あらかじめ約定されている毎月1回の通知日(約定では翌月20日まで)に通知し、精算日(約定では翌月末まで)にまとめて精算を行うもの

平成22年度 自動車任意保険 補償・特約内容

全車両共通	免責0円
【起震車】 高知 800 さ 5780 【高知若草養護学校スクールバス】 高知 830 て 2525、 高知 88 ゆ 1214、 高知 830 さ 3939 【高知農業大学校生徒送迎用バス】 高知 300 そ 575	対人賠償 無制限 対物賠償 無制限 人身傷害 1億円(1名につき) 被保険自動車搭乗中のみ担保 対物超過修理費用補償 弁護士費用(1事故当たり限度額 300万円) ※起震車のみ 車両保険 一般条件 保険金額 2,710万円 修理限度額 保険金額と同額
その他	対人 1億円 対物 100万円
法律相談費用補償特約(全車)	事故の相手方への損害賠償請求に関する弁護士・司法書士・行政書士への相談費用に対し、保険金を支払うもの
臨時代替自動車補償特約(全車)	被保険自動車修理・整備・点検等のために使用できない場合に、その代替として臨時に借用する自動車を被保険自動車と同様に補償するもの
バスの搭乗者傷害保険金支払いに関する特約	被保険自動車バスの場合に、搭乗者傷害保険の1事故当たりの保険金額の設定、被保険者を経由して保険金の請求を行うことを規定するもの
公務外危険不担保特約	被保険自動車の公務外での使用または管理中に生じた事故による、県の損害賠償を保険対象としないもの
保険料の返還、追加又は変更に関する特約	中途取得自動車や車両の入替、譲渡、廃車があった場合に、保険責任はその日に開始あるいは終了するが、その通知と保険料の精算は、あらかじめ約定されている毎月1回の通知日(約定では翌月20日まで)に通知し、精算日(約定では翌月末まで)にまとめて精算を行うもの

契約担当所属名	スポーツ健康教育課		
保険の名称	災害共済給付		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	学校の管理下における児童生徒等の災害につき、当該児童生徒等の保護者または当該児童生徒等のうち生徒もしくは学生が成年に達している場合においては当該生徒もしくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）の支給を行う。		
特約の内容	免責の特約（センター法第16条、免責契約款第1～2条） 設置者が損害賠償責任を負う場合は、センターが支払った給付金については設置者自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払いが免責される。		
平成21年度の保険期間	平成21年4月1日	～	平成22年3月31日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	(独)日本スポーツ振興センター	(独)日本スポーツ振興センター	(独)日本スポーツ振興センター
契約方法	⑤随意契約(その他)	⑤随意契約(その他)	⑤随意契約(その他)
随意契約の理由等	取扱団体が上記団体のみのため	取扱団体が上記団体のみのため	取扱団体が上記団体のみのため
支払保険料	28,471,692円	28,282,378円	28,073,988円
保険期間	始期 平成20年4月1日 終期 平成21年3月31日	始期 平成21年4月1日 終期 平成22年3月31日	始期 平成22年4月1日 終期 平成23年3月31日
契約補償金額	別紙のとおり		
特約の内容	上記特約の内容のとおり		
保険事故の有無(件数)	2,880件	2,603件	
支払いを受けた補償金額	59,100,648円	35,037,004円	

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	昭和35年に独立行政法人日本スポーツセンターの前身である日本学校安全会の高知支部との間で契約締結。
契約相手方	毎年度始めの名簿更新により特約部分を含む契約更新を行っている。
契約補償金額	契約補償金額を含む契約内容については、特約部分を除き選択の余地はないことから、特に検討はしていない。
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	特記事項なし
契約に係る競争性の確保	独立行政法人日本スポーツ振興センター法が根拠となっており、他に選択する余地はない。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	(1) 加入状況 ・小中学校は、全員加入。 ・高校生は、16,885人中16,751人が加入。未加入者は134人。(全日制20人、定時制6人、通信制108人) ・保護者の掛金負担のある高校生に未加入者がみられるが、未加入者のほとんどは休学や長期欠席の者であるとの説明があり、やむを得ないものと認められる。 (2) 保護者負担金 ・小中学生については、全額県負担。(災害共済給付事務取扱要領第2) ・高校生については、全日部 1,460円、夜間部 760円、通信部 215円を保護者が負担。
意見	毎年度名簿更新書を提出することにより契約更新しているが、平成21年度は施行例はなく、5月19日に災害掛金の支出を向った第25号様式(その2)を添付し28,414,793円の支出負担行為を行っている。名簿更新書の添付はあるが特約も含めた契約内容や前提となる保護者等の同意についての確認等については明記されていない。新年度の更新手続のスタートに際しては、契約内容について変更部分の有無なども含め明確にするとともに、前提となる保護者等の同意や負担金等についても併せて全体を向うよう検討を求める。

1 給付の種類と内容 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)ただし、高額療養費の対象とならぬ場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 3,770万円～82万円(通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円(通学中の災害は1,400万円)
	運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 2,800万円(通学中の災害は半額) 死亡見舞金 1,400万円(通学中の災害も同額)

(※ 見舞金は、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。
- ① 授業中(保育所における保育中を含む。)
 - ② 学校の教育計画に基づく課外指導中
 - ③ 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- 2 給付基準

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受けた権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付(例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤ 高等学校の生徒及び高等専門学校(以下「高等学校」という。)の学生が自己の故意の犯罪により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- ⑥ 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

※ これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

契約担当所属名	スポーツ健康教育課
保険の名称	都道府県立学校管理者賠償責任保険

平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	県立学校における施設・設備の不備又は管理上の瑕疵による事故及び教育活動中の事故等に起因する損害賠償金等の財政負担をてん補し、速やかに被害者の救済を図ることを目的とし、施設整備・教育活動にかかると、飲食にかかると及び予防接種にかかるとのについて、学校が計画し実施する教育活動下において生徒等または一般住民に身体障害を与え県が損害賠償金を支払う場合に保険金が支払われる。
特約の内容	○県の賠償の額が災害共済給付契約で支払われるべき金額とこの保険契約の免責金額の合計を超えたときに、その超過額をてん補する。 ○施設賠償責任保険については4つのタイプのうち、てん補限度額が1名につき3,000万円、1事故につき3億5千万円と最も低額の種類を選択している。 ○免責金額は、施設賠償責任保険：1名につき200万円、生産物賠償責任保険：1名につき50万円、予防接種賠償責任保険は免責金額なし。 ○その他、施設所有(管理)者特別約款や付帯特約条項に定められたものあり。
平成21年度の保険期間	平成21年4月1日 ~ 平成22年4月1日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	全国都道府県教育委員会連合会	全国都道府県教育委員会連合会	全国都道府県教育委員会連合会
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)
随意契約の理由等	取扱団体が上記団体のみのため	取扱団体が上記団体のみのため	取扱団体が上記団体のみのため
支払保険料	1,269,639円	1,266,474円	1,258,741円
保険期間	始期	平成20年4月1日	平成22年4月1日
	終期	平成21年4月1日	平成23年4月1日
契約補償金額	てん補限度額(身体障害賠償)は、 (1)施設賠償責任保険：1名につき3,000万円、1事故につき3億5千万円 (2)生産物賠償責任保険：1名につき3,000万円、1事故につき3億5千万円、保険期間につき3億5千万円 (3)予防接種賠償責任保険：1事故につき3,000万円、保険期間につき1億円		
特約の内容	上記特約の内容のとおり		
保険事故の有無(件数)	1件	無	
支払いを受けた補償金額	19,795,305円		

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	(1)てん補限度額について施設賠償責任保険の場合は異なる4つのタイプが示されているが、本県は書類で確認できる範囲では平成14年度以降最も低額の種類で契約を継続している。 (2)独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付契約に免責特約を付しているため、本保険では県が支払うとされた損害賠償の額から同センターの給付額と本保険の免責金額を差し引いた額が、3,000万円を限度として本県に支払われる。 (3)平成20年度からこれまでに、保険金の支払いを受けたのは平成20年度の1事例がある。
契約に係る競争性の確保	全国都道府県教育委員会連合会が損害保険会社6社と締結した「都道府県立学校管理者賠償責任保険」に加入したものであり、保険の相手方としては、他に選定する余地はない。
契約方法、内容等の検討	施設賠償責任保険については上記のとおり、本県は平成14年度以降、1名につき3千万円、1事故につき3億5千万円のもの最も低額の種類で継続している。これまで内容等の見直しについて検討したことは書類上では確認できないが、課内では厳しい財政状況を考慮し保険料の増額は難しいと話し合ったことである。このことに関して他の都道府県等の状況などこれまで調査したことはない。
その他	特記事項なし
意見	施設賠償責任保険については、てん補限度額により4つのタイプが設けられているが、契約更新にあたっては特に検討をしないまま継続している。 学校管理下での災害やその損害賠償額の全国的な事例及び他県の契約の状況なども一定調査のうえ、適切なてん補限度額について検討を求める。

契約担当所属名	高知海洋高等学校
保険の名称	漁船保険(土佐海援丸 459t)

平成21年度	
保険の目的、対象及び補償内容	実習船「土佐海援丸」に対して、漁船損害等補償法に基づき、不慮の事故や自然災害等による損害、漁船の運航に伴う費用の負担などを補助する制度 対象及び補償の内容：船体保全・船主責任・乗客損害
特約の内容	
平成21年度の保険期間	平成21年 4月 3日 ~ 平成22年 4月 2日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合	高知県漁船保険組合
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 高知県で該当するのは上記業者のみ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 高知県で該当するのは上記業者のみ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 高知県で該当するのは上記業者のみ
支払保険料	2,316,300円	2,154,300円	2,104,600円
保険期間	始期	平成20年 4月 3日	平成21年 4月 3日
	終期	平成21年 4月 2日	平成22年 4月 2日
契約補償金額	普通損害(船体保全) 33,600万円 基本損害 200,000万円 乗客損害 25,000万円	普通損害(船体保全) 31,900万円 基本損害 200,000万円 乗客損害 25,000万円	普通損害(船体保全) 30,300万円 基本損害 200,000万円 乗客損害 25,000万円
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	外国の排他的経済水域(200海里)まで航海するうえ、使用する燃料油が環境への負荷が大きいことを考慮して、基本保険については漁船船主責任保険の保険金額の上限である20億円としている。(油濁損害賠償責任) 船舶の船齢が古くなるに従って、時価額が低下する制度となっている。 実習生に対する普通傷害保険に別途加入している。
契約に係る競争性の確保	保険料の国庫負担があり船舶保険と比べて優位性がある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	高知海洋高等学校		
保険の名称	船舶保険 (かいよう 19t)		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	実習船 (かいよう・19t) の実習中に、万一の海難事故がおきた場合の損害をカバーするため、船舶本体及び船主責任保険として加入。		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年 4月 6日	～	平成22年 4月 6日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	東京海上日動火災保険(株)	東京海上日動火災保険(株)	
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による		
支払保険料	949,200円	973,000円	
保険期間	始期	平成20年4月6日	平成21年4月6日
	終期	平成21年4月6日	平成22年4月6日
契約補償金額	基本損害保険：70,000千円 船主責任保険：100,000千円		
特約の内容			
保険事故の有無(件数)	無	無	
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	実習中における事故を想定すると、周辺の漁業に与える影響が大きいと判断し上記の補償額を決定した。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	特記事項なし
契約に係る競争性の確保	単独見積理由を、基本的な保険料が他社と同額であり、他社に変更すると継続割引が無くなるためとしていた。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	本年度中に用途廃止する予定。
意見	保険料が973,000円と、単独で随意契約が可能な額である30万円を超えていたが、理由を付して単独見積りで契約していた。しかし、その理由が不適切であり、本来なら複数見積りとすべきであった。

契約担当所属名	高知海洋高等学校		
保険の名称	普通傷害保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	土佐海援丸での実習生の事故に対し補償を保険で補填することにより被害者の救済を図る。 対象及び補償内容：実習生全員に対する傷害保険		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年 4月18日	～	平成22年 4月18日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	東京海上日動火災保険(株)	東京海上日動火災保険(株)	東京海上日動火災保険(株)
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	③随意契約(複数見積り)
随意契約の理由等	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 各社同一価格及び継続割引適用のため	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 各社同一価格及び継続割引適用のため	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号
支払保険料	558,800円	558,800円	443,600円
保険期間	始期	平成20年4月18日	平成21年4月18日
	終期	平成21年4月18日	平成22年4月18日
契約補償金額	死亡・後遺障害保険 300万円 入院保険料 4,500円 通院保険料 3,000円	死亡・後遺障害保険 300万円 入院保険料 4,500円 通院保険料 3,000円	死亡・後遺障害保険 300万円 入院保険料 4,500円 通院保険料 3,000円
特約の内容			管理下割引適用
保険事故の有無(件数)	無	無	無
支払いを受けた補償金額			

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	実習生の怪我は災害共済給付金の支給があることから現在の補償金額で十分対応できると判断した。
契約相手方	各社の価格改定等の有無を確認した結果、変更がなかったため前年度業者と契約した。
契約補償金額	実習生が土佐海援丸に乗り込むのは主に実習中であることから平成22年度より管理下割引を適用することとした。内容を変更することにより他にも補償条件に合う保険がないかどうか、複数見積をとることとした。
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	目的：土佐海援丸及びびかいように乗船する際の実習等の授業中(管理下)の負傷事故に対し保険加入 対象：実習等の授業中(管理下)における特定の40名の実習生の負傷 内容：死亡・後遺障害保険300万円、入院保険料1日につき4,500円、通院保険料1日につき3,000円通常の授業と異なり負傷するリスクが相当高いことから保険加入は適切
契約に係る競争性の確保	単独見積理由を、継続割引があるためなどとしていた。 なお、平成22年度は複数見積りによる随意契約が行われていた。
契約方法、内容等の検討	この保険では、付添費用や差額室料等の医療点数にカウントされない費用まで給付されるが、その他の部分では、別に県下の高等学校全体で加入を推進している「災害共済給付」とほとんどの部分で重複することとなる。
その他	特記事項なし
意見	保険料が558,800円と、単独で随意契約が可能な額である30万円を超えていたが、理由を付して単独見積りで契約をしていた。しかし、その理由が不適切であり、本来なら複数見積りとすべきであった。 また、災害共済給付と重複している部分等を整理し、現在の保険内容の必要性について検討を求める。

契約担当所属名	警察本部		
保険の名称	航空機保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	警察用航空機を使用した警察活動中における墜落、衝突、接触、その他偶然な事故による損害を受けた場合などに対応する保険		
特約の内容	医療行為等に関連する賠償責任不担保特約、暴動・ハイジャック・悪意による加害行為危険等担保特約、吊下げ危険担保特約、飛行訓練担保特約、官公庁特約、口付変更に関する損害等不担保など		
平成21年度の保険期間	平成21年4月10日	～	平成22年4月10日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	三井住友海上火災保険(株)	三井住友海上火災保険(株)	三井住友海上火災保険(株)
契約方法	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)	④随意契約(単独見積り)
随意契約の理由等	航空機保険については、事故の際の補償金額が大きいため、各保険会社のフル方式をとっており、各社の保険料及び補償内容については全て同額となっていることから、前年度までの実績がある三井住友海上火災保険(株)と契約を行ったもの。		
支払保険料	556,350円	427,200円	427,200円
保険期間	始期 平成20年4月10日 終期 平成21年4月10日	始期 平成21年4月10日 終期 平成22年4月10日	始期 平成22年4月10日 終期 平成23年4月10日
契約補償金額	第三者賠償責任：5億円 搭乗者傷害：2,000万円 医療口額：15,000円	第三者賠償責任：5億円 搭乗者傷害：2,000万円 医療口額：15,000円	第三者賠償責任：5億円 搭乗者傷害：2,000万円 医療口額：15,000円
特約の内容	上記特約の内容に同じ		
保険事故の有無(件数)	無		
支払いを受けた補償金額	無		

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	特になし
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	対象：乗員(県職員)も搭乗者傷害保険の対象となっている。 金額：第三者賠償責任：5億円(賠償責任保険金額について、類似の保険である消防政策課は乗客に対するものも含み100億円と開きがある)
契約に係る競争性の確保	特記事項なし
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	現機種更新時には、全国の加入状況を調査のうえ、保険加入内容を検討する予定。
意見	類似活動を行っている事業者や他県の補償内容等も調査のうえ適切な賠償責任額の設定について検討を求める。 県職員が補償対象となっている部分があり、公務活動における保険のあり方について検討するとともに、地方公務員災害補償制度との関係についても整理するよう求める。

契約担当所属名	警察本部		
保険の名称	船舶保険(たけより41t、おおとさ21t)		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	警察用船舶を使用した海上での警察活動中における損害賠償責任保険に加入することにより、沈没、座礁、火災、他船との衝突等に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合に確定した金額を支払うもの。		
特約の内容	○船舶保険「船舶保険第2種特別約款」(衝突損害賠償金でん補) ○船主責任保険「衝突船舶撤去費用」、「衝突損害賠償金」、「汚損損害賠償金」		
平成21年度の保険期間	平成22年2月1日	～	平成23年2月1日

過去3年間の推移			
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
契約保険会社等	東京海上火災保険(株)	三井住友海上火災保険(株)	
契約方法	③随意契約(複数見積り)	③随意契約(複数見積り)	
随意契約の理由等	契約内容の特殊性から、一定の競争性を確保しつつ実行可能な契約方法とした。		
支払保険料	417,900円	417,714円	
保険期間	始期 平成21年2月1日 終期 平成22年2月1日	始期 平成22年2月1日 終期 平成23年2月1日	始期 平成23年2月1日 終期 平成24年2月1日
契約補償金額	損害保険：1,000万円(たけより) 船主責任：4億円(たけより) 損害保険：1,000万円(おおとさ) 船主責任：4億75万円(おおとさ)	同左	同左(予定)
特約の内容	上記に同じ		
保険事故の有無(件数)	無		
支払いを受けた補償金額	無		

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	取扱業者が少なく、これまでの2社としていた見積り競争について、平成22年度の契約は3社見積りとすべく検討中。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	
目的、対象、金額、内容等	2隻の取締艇を一括して契約し経済性を追求するとともに、普通期間保険については2隻とも発生頻度の高い軽微な事故を想定して保険加入していた。 目的：想定されるリスクに対して保険加入している。 対象：救難艇・追跡用MJは、想定されるリスクが小さいため保険に加入していない。 内容：警察本部が運行する取締艇とするとリスクは適切に評価されている。
契約に係る競争性の確保	保険契約については、定価という概念が無く、想定されるリスクや保険料率、特約の内容などにより各社の保険料が設定されるため、より多くの保険会社から見積りを徴することが望ましい。 2社による競争見積りであったが、今年度から自主的に3社による競争見積りを検討するなど、経済性を追求する努力をしている。
契約方法、内容等の検討	「たけより」及び「おおとさ」を一緒に契約することにより、経済性の確保を優先させている。
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	警察本部		
保険の名称	地域安全推進員団体総合補償保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：高知県警察から委嘱を受けた地域安全推進員が行う防犯活動中の事故に対し、補償を保険で補填することによって、被害者の救済を図る。 対象及び補償：上記活動従事者2,041名（変更有り）に対する傷害保険		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年6月1日	～	平成22年6月1日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等	(株)損保保険ジャパン	(株)損保保険ジャパン	(株)損保保険ジャパン	
契約方法	④随意契約（単独見積り）	④随意契約（単独見積り）	④随意契約（単独見積り）	
随意契約の理由等	○事務の簡素化の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号高知県契約規則第31条により随意契約としている。 ○高知県契約規則第32条(4)により単独見積りとしている。 (当該保険は、地域安全推進員用に作られた保険であり、全国一括の契約により割安の保険料で加入できるため。～保険契約者（財）全国防犯協会連合会～)			
支払保険料	410,400円	387,790円	382,090円	
保険期間	始期	平成20年6月1日	平成21年6月1日	平成22年6月1日
	終期	平成21年6月1日	平成22年6月1日	平成23年6月1日
契約補償金額	(各1名につき) 死亡・後遺障害 600万円 対人賠償 1名2,000万円、1事故1億円 入院日額 6,000円 対物賠償 1事故200万円 通院日額 2,000円 1名につき保険料は190円			
特約の内容				
保険事故の有無（件数）	無	無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	(財)全国防犯協会連合会の全国一括契約以下の保険料で契約できる業者はいない。
契約相手方	補償内容についてはABCの3ランクがあるが、全国的にもB以下が多数であること、また、県内での他の傷害保険とのバランスなどから従来からB型としている。
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	特記事項なし
目的、対象、金額、内容等	
契約に係る競争性の確保	(財)全国防犯協会連合会が取りまとめた大手損保会社を幹事会社とする損保会社数社と全国一括契約を行っており、特別料率が適用されるため一般の契約よりも割安な保険料となり、明らかに有利性が認められる。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし

契約担当所属名	警察本部		
保険の名称	地区交通安全協力員の交通傷害保険		
平成21年度			
保険の目的、対象及び補償内容	目的：高知県警察から委嘱を受けた地区交通安全協力員が行う地区内住民への声かけ運動等交通安全活動中の事故に対し、補償を保険で補填することによって、被害者の救済を図る。 対象及び補償：上記活動従事者682名（変更有り）に対する傷害保険		
特約の内容			
平成21年度の保険期間	平成21年9月1日	～	平成22年9月1日

過去3年間の推移				
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
契約保険会社等	三井住友海上火災保険（株）	三井住友海上火災保険（株）	三井住友海上火災保険（株）	
契約方法	③随意契約（複数見積り）	③随意契約（複数見積り）	④随意契約（単独見積り）	
随意契約の理由等	○事務の簡素化の観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号高知県契約規則第31条により随意契約としている。 ○高知県契約規則第32条(3)により単独見積りとしている。（平成22年度）			
支払保険料	363,580円	334,180円	264,110円	
保険期間	始期	平成20年9月1日	平成21年9月1日	平成22年9月1日
	終期	平成21年9月1日	平成22年9月1日	平成23年9月1日
契約補償金額	(各1名につき) 死亡・後遺障害 100万円 入院日額 1,500円 通院日額 1,000円 1名につき保険料は490円			
特約の内容				
保険事故の有無（件数）	無	無	無	
支払いを受けた補償金額				

契約に関する検討状況	
契約方法(入札方法等)	補償内容については、県内での他の傷害保険とのバランスなどを考慮して設定している。
契約相手方	
契約補償金額	
特約内容、その他	

監査結果	特記事項なし
目的、対象、金額、内容等	
契約に係る競争性の確保	平成21年度は2者による複数見積り、平成22年度は単独見積りにより随意契約を行っている。 いずれも規則上問題のない取扱いであるが、保険契約については、定価という概念がなく、リスクや保険料率の考え方、割引制度の有無などにより各社の価格が設定されるため、一定金額以下でもより多くの者から見積りを徴することにより同等の補償で保険料が安くなる可能性はある。
契約方法、内容等の検討	特記事項なし
その他	特記事項なし
意見	特記事項なし